

半 期 報 告 書

(第16期中) 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成19年 9 月30日

株式会社 熊本ファミリー銀行

(503058)

第16期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 熊本ファミリー銀行

目 次

| | 頁 |
|---------------------------|-----|
| 第16期中 半期報告書 | |
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【事業の内容】 | 5 |
| 3 【関係会社の状況】 | 5 |
| 4 【従業員の状況】 | 6 |
| 第2 【事業の状況】 | 7 |
| 1 【業績等の概要】 | 7 |
| 2 【生産、受注及び販売の状況】 | 27 |
| 3 【対処すべき課題】 | 27 |
| 4 【経営上の重要な契約等】 | 27 |
| 5 【研究開発活動】 | 27 |
| 第3 【設備の状況】 | 28 |
| 1 【主要な設備の状況】 | 28 |
| 2 【設備の新設、除却等の計画】 | 28 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 29 |
| 1 【株式等の状況】 | 29 |
| 2 【株価の推移】 | 31 |
| 3 【役員の状況】 | 31 |
| 第5 【経理の状況】 | 32 |
| 1 【中間連結財務諸表等】 | 33 |
| 2 【中間財務諸表等】 | 88 |
| 第6 【提出会社の参考情報】 | 118 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 118 |
| 中間監査報告書 | 巻末 |

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第16期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社熊本ファミリー銀行

【英訳名】 The Kumamoto Family Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鈴木 元

【本店の所在の場所】 熊本市水前寺6丁目29番20号

【電話番号】 096(385)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 佐々木 二也

【最寄りの連絡場所】 熊本市水前寺6丁目29番20号
株式会社熊本ファミリー銀行 経営管理部

【電話番号】 096(385)1116

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 佐々木 二也

【縦覧に供する場所】 株式会社熊本ファミリー銀行 福岡営業部
(福岡市博多区上川端町9番166号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

| | | 平成17年度 中間連結 会計期間 | 平成18年度 中間連結 会計期間 | 平成19年度 中間連結 会計期間 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|------------------------------|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日) | (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日) | (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日) | (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日) | (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日) |
| 連結経常収益 | 百万円 | 18,267 | 17,266 | 17,484 | 42,721 | 35,901 |
| 連結経常利益 (△は連結経常損失) | 百万円 | 2,790 | △51,752 | △1,263 | 5,491 | △59,914 |
| 連結中間純利益 (△は連結中間純損失) | 百万円 | 1,376 | △47,214 | △1,990 | — | — |
| 連結当期純利益 (△は連結当期純損失) | 百万円 | — | — | — | 3,499 | △55,195 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 67,284 | 44,005 | 32,418 | 67,412 | 35,744 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 1,317,470 | 1,316,309 | 1,263,639 | 1,317,438 | 1,316,270 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 225.34 | △166.18 | 29.98 | 226.76 | △232.72 |
| 1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間純損失) | 円 | 11.27 | △384.84 | △15.28 | — | — |
| 1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失) | 円 | — | — | — | 23.15 | △449.32 |
| 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 | 円 | 5.59 | — | — | — | — |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 円 | — | — | — | 15.84 | — |
| 自己資本比率 | % | — | 1.44 | 0.59 | — | 0.82 |
| 連結自己資本比率 (国内基準) | % | 8.02 | 8.21 | 6.26 | 9.28 | 6.61 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 9,870 | △4,360 | △42,658 | 1,456 | 4,070 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | △30,594 | △21,720 | 1,420 | △30,528 | △52,336 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | △801 | 34,200 | — | 9,107 | 33,876 |
| 現金及び現金同等物 の中間期末残高 | 百万円 | 75,180 | 84,872 | 21,129 | — | — |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 | 百万円 | — | — | — | 76,746 | 62,365 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 1,486 [404] | 1,489 [485] | 1,332 [528] | 1,475 [417] | 1,500 [486] |

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 平成19年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次 | | 第14期中 | 第15期中 | 第16期中 | 第14期 | 第15期 | |
|----------------------|-----|--------------------|----------------|----------------|--|----------------|---------|
| 決算年月 | | 平成17年9月 | 平成18年9月 | 平成19年9月 | 平成18年3月 | 平成19年3月 | |
| 経常収益 | 百万円 | 17,945 | 16,939 | 17,515 | 41,789 | 35,093 | |
| 経常利益 (△は経常損失) | 百万円 | 2,823 | △52,795 | △1,198 | 5,329 | △61,797 | |
| 中間純利益 (△は中間純損失) | 百万円 | 2,441 | △47,858 | △1,959 | — | — | |
| 当期純利益 (△は当期純損失) | 百万円 | — | — | — | 4,682 | △57,034 | |
| 資本金 | 百万円 | 34,262 | 34,262 | 8,730 | 34,262 | 34,262 | |
| 発行済株式総数 | 千株 | 普通株式 | 122,658 | 123,346 | 246,943 | 122,896 | 123,516 |
| | | 第一回 第一種 優先株式 | 19,428 | 19,238 | — | 19,238 | 18,742 |
| | | 第一回 第二種 優先株式 | 40,000 | 40,000 | — | 40,000 | 40,000 |
| 純資産額 | 百万円 | 67,744 | 18,933 | 6,524 | 67,989 | 9,800 | |
| 総資産額 | 百万円 | 1,318,790 | 1,317,092 | 1,263,802 | 1,318,405 | 1,316,455 | |
| 預金残高 | 百万円 | 1,215,476 | 1,219,115 | 1,179,651 | 1,205,827 | 1,177,437 | |
| 貸出金残高 | 百万円 | 1,010,507 | 987,844 | 956,059 | 1,006,836 | 980,574 | |
| 有価証券残高 | 百万円 | 178,574 | 201,318 | 229,877 | 180,512 | 234,213 | |
| 1株当たり配当額 | 円 | — | — | — | 普通株式 1.00 第一回 第一種 優先株式 14.00 第一回 第二種 優先株式 9.98 | — | |
| 自己資本比率 | % | — | 1.44 | 0.52 | — | 0.74 | |
| 単体自己資本比率 (国内基準) | % | 8.06 | 8.20 | 6.13 | 9.33 | 6.48 | |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 1,137 [208] | 1,148 [267] | 1,212 [284] | 1,121 [212] | 1,142 [267] | |

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 有価証券の評価は、平成18年3月までは、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券について、①事業年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、②下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っておりましたが、平成18年9月より中間会計期間末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っております。

4 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

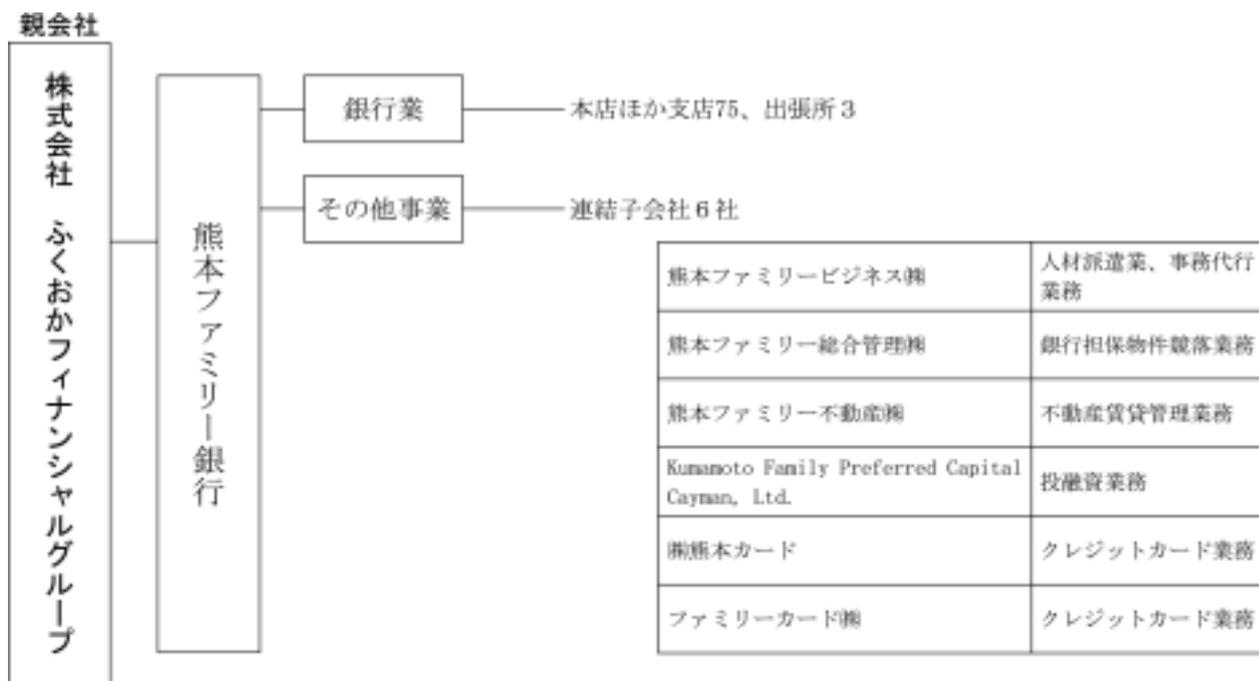
2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間において、当行と株式会社福岡銀行は、共同株式移転により、親会社である、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を設立いたしました。

この結果、当行は「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の子会社となりました。

事業系統図により示すと以下のとおりであります。



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (百万円) | 主要な事業の内容 | 議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%) | 当行との関係内容 | | | | |
|-----------------------------------|------------|-------------------|------------|-----------------------------|---------------|------|--------|-------|------|
| | | | | | 役員の兼任等 (人) | 資金援助 | 営業上の取引 | 設備の貸借 | 業務提携 |
| (親会社) 株式会社 ふくおか フィナンシャルグループ | 福岡県 福岡市 | 124,799 | 子会社の経営管理業務 | 100.0 | 3 (3) | — | — | — | — |

(注) 1 上記関係会社は、特定子会社に該当しません。

2 株式会社ふくおかフィナンシャルグループは、有価証券届出書提出会社であります。

3 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

| | 銀行業務 | その他の業務 | 合計 |
|---------|----------------|--------------|----------------|
| 従業員数(人) | 1,212 [284] | 120 [244] | 1,332 [528] |

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員519人(銀行業273人、その他246人)、並びに執行役員6人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

| | |
|---------|----------------|
| 従業員数(人) | 1,212 [284] |
|---------|----------------|

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員273人、並びに執行役員6人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当行の従業員組合は、熊本ファミリー銀行従業員組合と称し、組合員数は821人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

○ 業績

我が国経済は、緩やかな回復基調で推移し、企業業績は輸出や設備投資の増加により好調に推移しました。また、雇用情勢についても改善が見られ、個人消費は概ね底堅く推移しました。

金融面では、短期金利は平成19年2月の追加利上げ以降概ね安定して推移しました。長期金利は国内の景気回復の影響から上昇基調にありましたが、米国サブプライム住宅ローン問題に端を発した国際金融市場の影響から、市場金利も低下し、その後も低金利で推移しました。日経平均株価についても同様に、一時下落し、その後も低調に推移しました。こうしたなか、金融界においては、顧客ニーズの多様化や金融サービスの融合化の進展により、「預貯金」中心の金融資産が「投資」にシフトする流れが加速し、より高度で良質な金融商品・サービスの提供が求められています。また、ゆうちょ銀行の誕生や規制緩和による異業種の参入等により業態を越えた競争も顕在化しています。加えて、平成19年9月には金融商品取引法が施行され、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上が図られるなど、金融機関には顧客保護態勢や内部統制の一層の強化が求められている状況にあります。

当行グループの主要な取引先である中小企業においては、競争の激化に伴う業種間・企業間格差が拡大、また、地価下落傾向を脱していないなど、総じて景気回復の足どりは鈍い状況にありました。

このような金融経済環境の下、当行グループは、ふくおかフィナンシャルグループ(以下F F Gという)の一員としてグループの経営理念に基づき、高度で良質な金融商品・サービスの提供を通し、業績の一層の伸展と地域社会への貢献に努めてまいりました。

当行グループの平成19年9月期の経常収益については、役務取引等収益の増加等により、前中間連結会計期間末比2億円増加し、174億円となりました。また経常費用については、与信関連費用の減少を主因に、前中間連結会計期間末比502億円減少し187億円となりました。この結果、経常損益は、前中間連結会計期間末比504億円増加し12億円の損失となりました。また、中間純損益は、前中間連結会計期間末比452億円増加し19億円の損失となりました。

自己資本比率は、上記損益状況が反映し連結ベースで前中間連結会計期間末比1.95ポイント低下し、6.26%となりました。

当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比526億円減少し1兆2,636億円となりました。

預金は、前連結会計年度末比22億円増加し、当中間連結会計期間末残高は1兆1,791億円となりました。一方、運用面では、貸出金は、住宅ローンが増加したものの、不良債権処理にともなう貸出債権の売却などにより、前連結会計年度末比245億円減少し、当中間連結会計期間末残高は9,548億円となりました。また、有価証券は、金利動向に留意しながら、債券売却など最適ポートフォリオに努めた結果、前連結会計年度末比43億円減少し、当中間連結会計期間末残高は2,290億円となりました。

○ キャッシュ・フローの状況

連結キャッシュ・フローでは、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の純増22億円等があったものの、譲渡性預金の純減160億円、借入金返済358億円等の要因により、前中間連結会計期間末比382億円減少し426億円のマイナスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が84億円、有価証券の売却及び償還による収入が合計で103億円となったことから前中間連結会計期間末比231億円増加し14億円となりました。

当中間連結会計期間において財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末残高より412億円減少し、211億円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は121億58百万円となり前中間連結会計期間比10億85百万円の減少となりました。これは貸出金の減少による資金運用収益の減少及び預金金利上昇による資金調達費用の増加が主な要因であります。なお、役務取引等収支は13億37百万円となり前中間連結会計期間比5億円増加し、その他業務収支は△9億11百万円となり前中間連結会計期間比4億95百万円の減少となりました。

国際業務部門の資金運用収支は△6百万円となり前中間連結会計期間比58百万円減少し、役務取引等収支は前中間連結会計期間横ばいの7百万円となりました。また、その他業務収支は19百万円となり前中間連結会計期間比7百万円減少しました。

その結果、相殺消去後の合計の資金運用収支は121億51百万円となり前中間連結会計期間比11億44百万円の減少となりました。また、役務取引等収支は13億45百万円となり前中間連結会計期間比5億1百万円増加し、その他業務収支は△8億92百万円となり前中間連結会計期間比5億2百万円減少しました。

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|-----------|-----------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金運用収支 | 前中間連結会計期間 | 13,243 | 52 | — | 13,295 |
| | 当中間連結会計期間 | 12,158 | △6 | — | 12,151 |
| うち資金運用収益 | 前中間連結会計期間 | 14,493 | 88 | 15 | 14,567 |
| | 当中間連結会計期間 | 14,393 | 1 | 0 | 14,393 |
| うち資金調達費用 | 前中間連結会計期間 | 1,250 | 36 | 15 | 1,271 |
| | 当中間連結会計期間 | 2,234 | 7 | 0 | 2,241 |
| 役務取引等収支 | 前中間連結会計期間 | 837 | 7 | — | 844 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,337 | 7 | — | 1,345 |
| うち役務取引等収益 | 前中間連結会計期間 | 2,015 | 10 | — | 2,026 |
| | 当中間連結会計期間 | 2,531 | 11 | — | 2,542 |
| うち役務取引等費用 | 前中間連結会計期間 | 1,178 | 3 | — | 1,182 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,194 | 3 | — | 1,197 |
| その他業務収支 | 前中間連結会計期間 | △416 | 26 | — | △390 |
| | 当中間連結会計期間 | △911 | 19 | — | △892 |
| うちその他業務収益 | 前中間連結会計期間 | 524 | 26 | — | 550 |
| | 当中間連結会計期間 | 274 | 19 | — | 293 |
| うちその他業務費用 | 前中間連結会計期間 | 941 | 0 | — | 941 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,185 | — | — | 1,185 |

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額(△)は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

合計の資金運用勘定の平均残高は1兆2,259億36百万円となり、前中間連結会計期間比308億72百万円の増加となりました。これは、国内業務部門において、貸出金387億16百万円の減少があったものの、有価証券606億56百万円、コールローン273億12百万円増加となったこと、並びに国際業務部門において、有価証券110億57百万円減少となったことなどによるものであります。

合計の資金調達勘定の平均残高は1兆2,427億12百万円となり、前中間連結会計期間比343億50百万円の増加となりました。これは、譲渡性預金152億40百万円の増加及び借入金70億66百万円の増加が主な要因であります。

資金運用利回りは2.34%と前中間連結会計期間比0.09%低下したため、資金運用勘定の平均残高は増加したものの受取利息は143億93百万円と前中間連結会計期間比1億74百万円減少しました。また、資金調達利回りは0.35%と前中間連結会計期間比0.14%上昇し、資金調達勘定の平均残高も増加したため、支払利息は22億41百万円と前中間連結会計期間比9億70百万円増加いたしました。

① 国内業務部門

| 種類 | 期別 | 平均残高 | 利息 | 利回り |
|--------------------|-----------|-----------|---------|------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | (%) |
| 資金運用勘定 | 前中間連結会計期間 | 1,183,171 | 14,493 | 2.44 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,225,609 | 14,393 | 2.34 |
| うち貸出金 | 前中間連結会計期間 | 989,453 | 13,511 | 2.72 |
| | 当中間連結会計期間 | 950,737 | 13,108 | 2.75 |
| うち商品有価証券 | 前中間連結会計期間 | 0 | 0 | 0.00 |
| | 当中間連結会計期間 | 0 | 0 | 0.01 |
| うち有価証券 | 前中間連結会計期間 | 174,650 | 838 | 0.96 |
| | 当中間連結会計期間 | 235,306 | 1,144 | 0.97 |
| うちコールローン及び 買入手形 | 前中間連結会計期間 | 10,081 | 11 | 0.23 |
| | 当中間連結会計期間 | 37,393 | 102 | 0.54 |
| うち買現先勘定 | 前中間連結会計期間 | 4,600 | 5 | 0.23 |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うち債券貸借取引 支払保証金 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うち預け金 | 前中間連結会計期間 | 3,251 | 0 | 0.04 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,293 | 1 | 0.18 |
| 資金調達勘定 | 前中間連結会計期間 | 1,196,432 | 1,250 | 0.21 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,242,347 | 2,234 | 0.35 |
| うち預金 | 前中間連結会計期間 | 1,187,248 | 1,073 | 0.18 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,171,473 | 1,837 | 0.31 |
| うち譲渡性預金 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | 15,240 | 60 | 0.79 |
| うちコールマネー及び 売渡手形 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | 10 | 0 | 0.50 |
| うち売現先勘定 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うち債券貸借取引 受入担保金 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うちコマース・ ペーパー | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うち借入金 | 前中間連結会計期間 | 12,683 | 14 | 0.22 |
| | 当中間連結会計期間 | 19,749 | 173 | 1.75 |

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。

② 国際業務部門

| 種類 | 期別 | 平均残高 | 利息 | 利回り |
|--------------------|-----------|---------|---------|------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | (%) |
| 資金運用勘定 | 前中間連結会計期間 | 11,892 | 88 | 1.49 |
| | 当中間連結会計期間 | 510 | 1 | 0.43 |
| うち貸出金 | 前中間連結会計期間 | 249 | 7 | 5.64 |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うち商品有価証券 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うち有価証券 | 前中間連結会計期間 | 11,057 | 73 | 1.32 |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うちコールローン及び 買入手形 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うち買現先勘定 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うち債券貸借取引 支払保証金 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うち預け金 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| 資金調達勘定 | 前中間連結会計期間 | 11,930 | 36 | 0.60 |
| | 当中間連結会計期間 | 548 | 7 | 2.82 |
| うち預金 | 前中間連結会計期間 | 728 | 14 | 4.04 |
| | 当中間連結会計期間 | 356 | 7 | 4.09 |
| うち譲渡性預金 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うちコールマネー及び 売渡手形 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | 2 | 0 | 5.20 |
| うち売現先勘定 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うち債券貸借取引 受入担保金 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うちコマース・ ペーパー | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |
| うち借入金 | 前中間連結会計期間 | — | — | — |
| | 当中間連結会計期間 | — | — | — |

(注) 「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

合計

| 種類 | 期別 | 平均残高(百万円) | | | 利息(百万円) | | | 利回り (%) |
|-----------------------|-----------|-----------|------------------|-----------|---------|------------------|--------|------------|
| | | 小計 | 相殺 消去額 () | 合計 | 小計 | 相殺 消去額 () | 合計 | |
| 資金運用勘定 | 前中間連結会計期間 | 1,206,259 | 11,195 | 1,195,064 | 14,582 | 15 | 14,567 | 2.43 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,226,120 | 184 | 1,225,936 | 14,393 | 0 | 14,393 | 2.34 |
| うち貸出金 | 前中間連結会計期間 | 989,703 | | 989,703 | 13,518 | | 13,518 | 2.72 |
| | 当中間連結会計期間 | 950,737 | | 950,737 | 13,108 | | 13,108 | 2.75 |
| うち商品有価証券 | 前中間連結会計期間 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0.00 |
| | 当中間連結会計期間 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0.01 |
| うち有価証券 | 前中間連結会計期間 | 185,708 | | 185,708 | 911 | | 911 | 0.98 |
| | 当中間連結会計期間 | 235,306 | | 235,306 | 1,144 | | 1,144 | 0.97 |
| うちコールローン 及び買入手形 | 前中間連結会計期間 | 10,081 | | 10,081 | 11 | | 11 | 0.23 |
| | 当中間連結会計期間 | 37,393 | | 37,393 | 102 | | 102 | 0.54 |
| うち買現先勘定 | 前中間連結会計期間 | 4,600 | | 4,600 | 5 | | 5 | 0.23 |
| | 当中間連結会計期間 | | | | | | | |
| うち債券貸借取引 支払保証金 | 前中間連結会計期間 | | | | | | | |
| | 当中間連結会計期間 | | | | | | | |
| うち預け金 | 前中間連結会計期間 | 3,251 | | 3,251 | 0 | | 0 | 0.04 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,293 | | 1,293 | 1 | | 1 | 0.18 |
| 資金調達勘定 | 前中間連結会計期間 | 1,219,557 | 11,195 | 1,208,362 | 1,286 | 15 | 1,271 | 0.21 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,242,896 | 184 | 1,242,712 | 2,241 | 0 | 2,241 | 0.35 |
| うち預金 | 前中間連結会計期間 | 1,187,976 | | 1,187,976 | 1,088 | | 1,088 | 0.18 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,171,830 | | 1,171,830 | 1,845 | | 1,845 | 0.31 |
| うち譲渡性預金 | 前中間連結会計期間 | | | | | | | |
| | 当中間連結会計期間 | 15,240 | | 15,240 | 60 | | 60 | 0.79 |
| うちコールマネー及 び売渡手形 | 前中間連結会計期間 | | | | | | | |
| | 当中間連結会計期間 | 13 | | 13 | 0 | | 0 | 1.33 |
| うち売現先勘定 | 前中間連結会計期間 | | | | | | | |
| | 当中間連結会計期間 | | | | | | | |
| うち債券貸借取引 受人担保金 | 前中間連結会計期間 | | | | | | | |
| | 当中間連結会計期間 | | | | | | | |
| うち コマーシャル・ ペーパー | 前中間連結会計期間 | | | | | | | |
| | 当中間連結会計期間 | | | | | | | |
| うち借入金 | 前中間連結会計期間 | 12,683 | | 12,683 | 14 | | 14 | 0.22 |
| | 当中間連結会計期間 | 19,749 | | 19,749 | 173 | | 173 | 1.75 |

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前中間連結会計期間比5億16百万円増加して、25億42百万円となりました。

役務取引等費用は、前中間連結会計期間比15百万円増加して、11億97百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 相殺消去額() | 合計 |
|--------------|-----------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 役務取引等収益 | 前中間連結会計期間 | 2,015 | 10 | | 2,026 |
| | 当中間連結会計期間 | 2,531 | 11 | | 2,542 |
| うち預金・貸出業務 | 前中間連結会計期間 | 588 | | | 588 |
| | 当中間連結会計期間 | 556 | | | 556 |
| うち為替業務 | 前中間連結会計期間 | 688 | 10 | | 698 |
| | 当中間連結会計期間 | 648 | 10 | | 658 |
| うち証券関連業務 | 前中間連結会計期間 | 2 | | | 2 |
| | 当中間連結会計期間 | 2 | | | 2 |
| うち代理業務 | 前中間連結会計期間 | 340 | | | 340 |
| | 当中間連結会計期間 | 326 | | | 326 |
| うち保護預り・貸金庫業務 | 前中間連結会計期間 | 11 | | | 11 |
| | 当中間連結会計期間 | 11 | | | 11 |
| うち保証業務 | 前中間連結会計期間 | 19 | 0 | | 19 |
| | 当中間連結会計期間 | 17 | 0 | | 17 |
| 役務取引等費用 | 前中間連結会計期間 | 1,178 | 3 | | 1,182 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,194 | 3 | | 1,197 |
| うち為替業務 | 前中間連結会計期間 | 116 | 3 | | 120 |
| | 当中間連結会計期間 | 115 | 3 | | 119 |

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 相殺消去額() | 合計 |
|---------|-----------|-----------|---------|----------|-----------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金合計 | 前中間連結会計期間 | 1,217,995 | 654 | | 1,218,650 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,178,782 | 381 | | 1,179,164 |
| うち流動性預金 | 前中間連結会計期間 | 409,238 | 134 | | 409,372 |
| | 当中間連結会計期間 | 402,122 | 59 | | 402,182 |
| うち定期性預金 | 前中間連結会計期間 | 801,736 | 520 | | 802,257 |
| | 当中間連結会計期間 | 768,650 | 322 | | 768,972 |
| うちその他 | 前中間連結会計期間 | 7,020 | | | 7,020 |
| | 当中間連結会計期間 | 8,009 | | | 8,009 |
| 譲渡性預金 | 前中間連結会計期間 | | | | |
| | 当中間連結会計期間 | | | | |
| 総合計 | 前中間連結会計期間 | 1,217,995 | 654 | | 1,218,650 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,178,782 | 381 | | 1,179,164 |

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

| 業種別 | 平成18年9月30日 | | 平成19年9月30日 | |
|---------------|------------|--------|------------|--------|
| | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) |
| 国内業務部門 | 992,940 | 100.00 | 954,839 | 100.00 |
| 製造業 | 64,799 | 6.53 | 58,788 | 6.16 |
| 農業 | 7,316 | 0.74 | 5,614 | 0.59 |
| 林業 | 373 | 0.04 | 242 | 0.02 |
| 漁業 | 4,251 | 0.43 | 3,524 | 0.37 |
| 鉱業 | 3,516 | 0.35 | 2,666 | 0.28 |
| 建設業 | 75,116 | 7.57 | 63,304 | 6.63 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 3,797 | 0.38 | 3,664 | 0.38 |
| 情報通信業 | 1,331 | 0.13 | 1,970 | 0.21 |
| 運輸業 | 17,679 | 1.78 | 15,493 | 1.62 |
| 卸売・小売業 | 100,636 | 10.14 | 94,794 | 9.93 |
| 金融・保険業 | 54,408 | 5.48 | 47,640 | 4.99 |
| 不動産業 | 133,759 | 13.47 | 138,199 | 14.47 |
| 各種サービス業 | 225,361 | 22.70 | 203,087 | 21.27 |
| 地方公共団体 | 19,592 | 1.97 | 23,861 | 2.50 |
| その他 | 280,999 | 28.30 | 291,986 | 30.58 |
| 国際業務部門 | 101 | 100.00 | | 100.00 |
| 政府等 | | | | |
| 金融機関 | | | | |
| その他 | 101 | 100.00 | | |
| 合計 | 993,042 | | 954,839 | |

(注) 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(末残)

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 相殺消去額() | 合計 |
|--------|-----------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 国債 | 前中間連結会計期間 | 94,657 | | | 94,657 |
| | 当中間連結会計期間 | 143,710 | | | 143,710 |
| 地方債 | 前中間連結会計期間 | 359 | | | 359 |
| | 当中間連結会計期間 | 687 | | | 687 |
| 短期社債 | 前中間連結会計期間 | | | | |
| | 当中間連結会計期間 | | | | |
| 社債 | 前中間連結会計期間 | 63,077 | | | 63,077 |
| | 当中間連結会計期間 | 64,091 | | | 64,091 |
| 株式 | 前中間連結会計期間 | 24,315 | | | 24,315 |
| | 当中間連結会計期間 | 20,357 | | | 20,357 |
| その他の証券 | 前中間連結会計期間 | 5,763 | 12,223 | | 17,987 |
| | 当中間連結会計期間 | 224 | | | 224 |
| 合計 | 前中間連結会計期間 | 188,173 | 12,223 | | 200,398 |
| | 当中間連結会計期間 | 229,072 | | | 229,072 |

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|-------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 業務粗利益 | 13,888 | 12,822 | 1,066 |
| 経費(除く臨時処理分) | 8,290 | 9,143 | 853 |
| 人件費 | 4,440 | 4,591 | 151 |
| 物件費 | 3,370 | 4,086 | 716 |
| 税金 | 479 | 465 | 14 |
| 業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前) | 5,597 | 3,679 | 1,918 |
| のれん償却額 | | | |
| 業務純益(一般貸倒引当金繰入前) | 5,597 | 3,679 | 1,918 |
| 一般貸倒引当金繰入額 | 5,261 | 199 | 5,460 |
| 業務純益 | 336 | 3,878 | 3,542 |
| うち債券関係損益 | 197 | 8 | 205 |
| 臨時損益 | 53,131 | 5,077 | 48,054 |
| 株式関係損益 | 757 | 708 | 49 |
| 不良債権処理損失 | 51,958 | 3,672 | 48,286 |
| 貸出金償却 | 0 | 1 | 1 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | 33,927 | 2,884 | 31,043 |
| その他の債権売却損等 | 18,030 | 786 | 17,244 |
| その他臨時損益 | 415 | 696 | 281 |
| 経常損失 | 52,795 | 1,198 | 51,597 |
| 特別損益 | 34 | 62 | 96 |
| うち固定資産処分損益 | 34 | 8 | 26 |
| 税引前中間純損失 | 52,829 | 1,135 | 51,694 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8 | 11 | 3 |
| 法人税等調整額 | 4,979 | 812 | 5,791 |
| 中間純損失 | 47,858 | 1,959 | 45,899 |

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+ 国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(- 国債等債券償還損) - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

| | 前中間会計期間 (%) (A) | 当中間会計期間 (%) (B) | 増減(%) (B) - (A) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| (1) 資金運用利回 ① | 2.41 | 2.40 | △0.01 |
| (イ) 貸出金利回 | 2.71 | 2.72 | 0.01 |
| (ロ) 有価証券利回 | 0.96 | 1.38 | 0.42 |
| (2) 資金調達原価 ② | 1.58 | 1.89 | 0.31 |
| (イ) 預金等利回 | 0.18 | 0.31 | 0.13 |
| (ロ) 外部負債利回 | 2.72 | 1.74 | △0.98 |
| (3) 総資金利鞘 ①-② | 0.83 | 0.51 | △0.32 |

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

| | 前中間会計期間 (%) (A) | 当中間会計期間 (%) (B) | 増減(%) (B) - (A) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前) | 25.69 | 89.90 | 64.21 |
| 業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前) | 25.69 | 89.90 | 64.21 |
| 業務純益ベース | 1.54 | 94.78 | 93.24 |
| 中間純利益ベース | △219.63 | △47.87 | 171.76 |

(注) 算式 $\frac{\text{(実質)業務純益または中間純利益}}{\text{(期首純資産+中間期末純資産)} \div 2} \times 365 \div 183$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 預金(末残) | 1,219,115 | 1,179,651 | △39,464 |
| 預金(平残) | 1,188,511 | 1,172,378 | △16,133 |
| 貸出金(末残) | 987,844 | 956,059 | △31,785 |
| 貸出金(平残) | 988,644 | 952,248 | △36,396 |

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|----|----------------------|----------------------|----------------------|
| 個人 | 879,045 | 889,783 | 10,738 |
| 法人 | 340,070 | 289,867 | △50,203 |
| 合計 | 1,219,115 | 1,179,651 | △39,464 |

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 消費者ローン残高 | 225,998 | 241,854 | 15,856 |
| 住宅ローン残高 | 196,663 | 217,629 | 20,966 |
| その他ローン残高 | 29,335 | 24,224 | △5,111 |

(4) 中小企業等貸出金

| | | 前中間会計期間 (A) | 当中間会計期間 (B) | 増減 (B) - (A) | |
|--------------|-----|----------------|----------------|-----------------|---------|
| 中小企業等貸出金残高 | ① | 百万円 | 891,127 | 862,344 | △28,783 |
| 総貸出金残高 | ② | 百万円 | 987,844 | 956,059 | △31,785 |
| 中小企業等貸出金比率 | ①/② | % | 90.21 | 90.20 | △0.01 |
| 中小企業等貸出先件数 | ③ | 件 | 84,463 | 79,409 | △5,054 |
| 総貸出先件数 | ④ | 件 | 84,591 | 79,537 | △5,054 |
| 中小企業等貸出先件数比率 | ③/④ | % | 99.85 | 99.84 | △0.01 |

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

| 種類 | 前中間会計期間 | | 当中間会計期間 | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| | 口数(件) | 金額(百万円) | 口数(件) | 金額(百万円) |
| 手形引受 | — | — | — | — |
| 信用状 | 13 | 20 | 11 | 18 |
| 保証 | 2,682 | 17,551 | 2,372 | 13,767 |
| 計 | 2,695 | 17,572 | 2,383 | 13,785 |

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

| 項目 | | 平成18年9月30日 | 平成19年9月30日 |
|--------------------------------|-------------------------------------|------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 基本的項目 (Tier 1) | 資本金 | 34,262 | 8,730 |
| | うち非累積的永久優先株 | 19,719 | — |
| | 新株式申込証拠金 | — | — |
| | 資本剰余金 | 23,164 | — |
| | 利益剰余金 | △39,430 | △1,079 |
| | 自己株式(△) | 134 | — |
| | 自己株式申込証拠金 | — | — |
| | 社外流出予定額(△) | — | — |
| | その他有価証券の評価差損(△) | — | 1,080 |
| | 為替換算調整勘定 | — | — |
| | 新株予約権 | — | — |
| | 連結子法人等の少数株主持分 | 25,005 | 25,014 |
| | うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券 | 25,000 | 25,000 |
| | 営業権相当額(△) | — | — |
| | のれん相当額(△) | — | — |
| | 企業結合等により計上される無形固定資産相当 額(△) | — | — |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△) | — | 378 |
| 計 (A) | 42,866 | 31,205 | |
| うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1) | — | — | |
| 補完的項目 (Tier 2) | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額 | 1,328 | 1,326 |
| | 一般貸倒引当金 | 12,171 | 13,672 |
| | 負債性資本調達手段等 | 20,000 | 20,000 |
| | うち永久劣後債務(注2) | — | — |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) | 20,000 | 20,000 |
| | 計 | 26,609 | 34,998 |
| うち自己資本への算入額 (B) | 26,609 | 22,219 | |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | 100 | 390 |
| 自己資本額 (D) | (A)+(B)-(C) | 69,376 | 53,034 |
| リスク・ アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 821,493 | 777,240 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 23,493 | 14,864 |
| | 信用リスク・アセットの額 (E) | — | 792,105 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F) | — | 54,339 |
| | (参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G) | — | 4,347 |
| 計 (E)+(F) (注5) (H) | 844,987 | 846,444 | |
| 連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100 (%) | 8.21 | 6.26 | |
| (参考) Tier 1比率 = A/H×100 (%) | | 3.68 | |

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

| 項目 | | 平成18年9月30日 | 平成19年9月30日 |
|-----------------------------|----------------------------------|------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 基本的項目 (Tier 1) | 資本金 | 34,262 | 8,730 |
| | うち非累積的永久優先株 | 19,719 | — |
| | 新株式申込証拠金 | — | — |
| | 資本準備金 | 23,164 | — |
| | その他資本剰余金 | — | — |
| | 利益準備金 | 320 | — |
| | その他利益剰余金 | △39,842 | △1,776 |
| | その他 | 25,000 | 25,000 |
| | 自己株式(△) | 109 | — |
| | 自己株式申込証拠金 | — | — |
| | 社外流出予定額(△) | — | — |
| | その他有価証券の評価差損(△) | — | 1,080 |
| | 新株予約権 | — | — |
| | 営業権相当額(△) | — | — |
| | のれん相当額(△) | — | — |
| | 企業結合により計上される無形固定資産相当額(△) | — | — |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) | — | 378 |
| | 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額) | — | — |
| | 繰延税金資産の控除金額(△) | — | — |
| | 計 (A) | 42,794 | 30,494 |
| うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1) | — | — | |
| 補完的項目 (Tier 2) | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | 1,328 | 1,326 |
| | 一般貸倒引当金 | 13,142 | 13,724 |
| | 負債性資本調達手段等 | 20,000 | 20,000 |
| | うち永久劣後債務(注2) | — | — |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) | 20,000 | 20,000 |
| | 計 | 26,608 | 35,051 |
| | うち自己資本への算入額 (B) | 26,608 | 21,865 |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | 100 | 390 |
| 自己資本額 | (A)+(B)-(C) (D) | 69,302 | 51,970 |
| リスク・アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 821,317 | 777,019 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 23,490 | 14,864 |
| | 信用リスク・アセットの額 (E) | — | 791,884 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F) | — | 54,867 |
| | (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G) | — | 4,389 |
| | 計 (E)+(F) (注5) (H) | 844,807 | 846,751 |
| 単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%) | | 8.20 | 6.13 |
| (参考)Tier 1比率 = A/H×100(%) | | — | 3.60 |

- (注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

()優先出資証券の概要

連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りであります。

| | |
|-----------|--|
| 発行体 | Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited |
| 発行証券の種類 | 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」) |
| 償還に関する事項 | 定めなし。 ただし、平成24年1月以降に到来する配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。 また、税務上または資本上の事由が生じた場合には、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。 |
| 配当に関する事項 | 非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当。ただし、平成24年1月以降については、変動配当が適用される。 |
| 発行総額 | 250億円(1口あたり1,000,000,000円) |
| 払込日 | 平成18年9月21日 |
| 配当支払の内容 | 配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回支払配当日は平成19年1月25日)該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。 |
| 配当停止条件 | 配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする、当行最優先株式に対する配当がまったく支払われない旨宣言され、かつ、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に係る配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示をしている場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示をしている場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それらの制約を受ける。 |
| 強制配当事由 | 平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降の任意の事業年度について、当行が普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする)。ただし強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする)。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと。 (2) 分配制限に服すること。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること。 (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと。 |
| 残余財産分配請求額 | 1口あたり1,000,000,000円 |

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

| 債権の区分 | 平成18年9月30日 | 平成19年9月30日 |
|-------------------|------------|------------|
| | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 14,460 | 9,939 |
| 危険債権 | 31,544 | 18,237 |
| 要管理債権 | 22,779 | 21,941 |
| 正常債権 | 937,786 | 921,888 |

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当行の親会社である「F F G」は、平成19年10月1日に親和銀行の完全子会社化を機に中期経営計画を刷新し、『第二次中期経営計画』を策定したことから、当行もその方針に沿って新たな中期経営計画「中期経営計画2008」を策定し、スタートさせました。新中期経営計画は、これまでの基本方針を引き継ぎ、目指す銀行像を「地域になくてはならない銀行」、基本方針を「攻めの経営・規律ある経営」としており、F F Gの統一した経営戦略のもと、当行の強みを活かしたりテール営業を強化してまいります。また、経営統合におけるシナジー効果の早期実現に努めるとともに、お客さま、地域社会、株主の皆さま、従業員等といった各ステークホルダーに価値創造を提供する地域金融グループ「F F G」の一員として、企業価値の持続的な成長の実現に向けて、役職員一同努力してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項ありません。

5 【研究開発活動】

該当事項ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 当中間連結会計期間中に完了した主要な設備の新設は次のとおりです。

| 会社名 | 店舗名 | 所在地 | 設備の内容 | 敷地面積 | 建物延床面積 | 完了年月 |
|-----|------|------------|-------|------------------|--------------------|---------|
| 当行 | 嘉島支店 | 熊本県上益城郡嘉島町 | 店舗 | — m ² | 521 m ² | 平成19年6月 |

(2) 主要な設備の異動

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間連結会計期間中に新たに確定した除却の計画は次のとおりであります。

| 会社名 | 店舗名 | 所在地 | 設備の内容 | 敷地面積 | 建物延床面積 | 完了予定年月 |
|-----|------|--------|-------|------------------|--------------------|----------|
| 当行 | 東京支店 | 東京都中央区 | 店舗 | — m ² | 140 m ² | 平成19年11月 |

(2) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 378,000,000 |
| 計 | 378,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成19年12月20日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|----|
| 普通株式 | 246,943,750 | 246,943,750 | — | — |
| 計 | 246,943,750 | 246,943,750 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|----------------|------------------------|-----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成19年7月30日(注)1 | — | 182,258 | — | 34,262,032 | △23,164,342 | — |
| 平成19年8月6日(注)2 | — | 182,258 | △25,531,267 | 8,730,764 | — | — |
| 平成19年9月21日(注)3 | 64,685 | 246,943 | — | 8,730,764 | — | — |

(注) 1 資本準備金の減少は、欠損填補によるものであります。

2 資本金の減少は、欠損填補によるものであります。

3 平成19年9月21日に、すべての優先株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、普通株式123,427千株を交付しました。同時に、自己株式として取得した優先株式58,742千株を消却したことにより、発行済株式数は64,685千株増加しております。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%) |
|-------------------------|------------------|---------------|----------------------------|
| 株式会社ふくおかフィナンシャル グループ | 福岡市中央区天神二丁目13番1号 | 246,943 | 100 |
| 計 | — | 246,943 | 100 |

(注) 当行は株式移転により株式会社ふくおかフィナンシャルグループの完全子会社となりました。

② 第一回第一種優先株式

第一回第一種優先株式は、平成19年9月21日に普通株式に転換されております。

③ 第一回第二種優先株式

第一回第二種優先株式は、平成19年9月21日に普通株式に転換されております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|------------------|----------|-----|
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 246,943,000 | 246,943 | (注) |
| 単元未満株式 | 普通株式 750 | — | — |
| 発行済株式総数 | 246,943,750 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 246,943 | — |

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

② 【自己株式等】

該当事項ありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項ありません。

(2) 退任役員

該当事項ありません。

(3) 役職の異動

| 新役名及び職名 | 旧役名及び職名 | 氏名 | 異動年月日 |
|----------------------|------------------|-------|----------------|
| 取締役頭取 (代表取締役) | 取締役専務執行役員 | 鈴木 元 | 平成19年 9 月 18 日 |
| 取締役専務執行役員 (代表取締役) | 取締役専務執行役員 | 長谷 孝幸 | 平成19年 9 月 18 日 |
| 取締役 | 取締役頭取 (代表取締役) | 中村 一利 | 平成19年 9 月 18 日 |

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) | | 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | | 前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日) | |
|--------|----------------------------|----------------------------|------------|----------------------------|------------|-------------------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | | | |
| 現金預け金 | ※8 | 85,673 | 6.51 | 21,570 | 1.71 | 63,162 | 4.80 |
| コールローン | | — | — | 13,500 | 1.07 | — | — |
| 買入金銭債権 | | 106 | 0.01 | 113 | 0.01 | 136 | 0.01 |
| 金銭の信託 | | 3,943 | 0.30 | — | — | — | — |
| 有価証券 | ※ 1, 8, 15 | 200,398 | 15.22 | 229,072 | 18.13 | 233,408 | 17.73 |
| 貸出金 | ※2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 | 993,042 | 75.44 | 954,839 | 75.56 | 979,364 | 74.40 |
| 外国為替 | ※7 | 722 | 0.05 | 510 | 0.04 | 440 | 0.03 |
| その他資産 | ※8 | 7,367 | 0.56 | 7,430 | 0.59 | 6,513 | 0.49 |
| 有形固定資産 | ※10 13, 14 | 18,837 | 1.43 | 18,890 | 1.49 | 18,836 | 1.43 |
| 無形固定資産 | | 611 | 0.05 | 572 | 0.04 | 500 | 0.04 |
| 繰延税金資産 | | 26,729 | 2.03 | 26,396 | 2.09 | 26,943 | 2.05 |
| 支払承諾見返 | | 17,574 | 1.34 | 13,785 | 1.09 | 14,294 | 1.09 |
| 貸倒引当金 | | △38,699 | △2.94 | △ 23,042 | △ 1.82 | △ 27,330 | △ 2.07 |
| 資産の部合計 | | 1,316,309 | 100.00 | 1,263,639 | 100.00 | 1,316,270 | 100.00 |

| 区分 | 注記 番号 | 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) | | 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | | 前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日) | |
|--------------|----------|----------------------------|------------|----------------------------|------------|-------------------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | | | |
| 預金 | ※8 | 1,218,650 | 92.58 | 1,179,164 | 93.32 | 1,176,954 | 89.42 |
| 譲渡性預金 | | — | — | — | — | 16,000 | 1.21 |
| 借入金 | ※11 | 10,000 | 0.76 | 10,000 | 0.79 | 45,800 | 3.48 |
| 外国為替 | | 28 | 0.00 | 7 | 0.00 | 2 | 0.00 |
| 社債 | ※12 | 10,000 | 0.76 | 10,000 | 0.79 | 10,000 | 0.76 |
| その他負債 | | 7,503 | 0.57 | 9,766 | 0.77 | 8,607 | 0.65 |
| 賞与引当金 | | 457 | 0.04 | — | — | 519 | 0.04 |
| 退職給付引当金 | | 5,936 | 0.45 | 6,201 | 0.49 | 6,174 | 0.47 |
| その他の偶発損失引当金 | | 36 | 0.00 | 17 | 0.00 | 59 | 0.00 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | | — | — | 163 | 0.01 | — | — |
| 再評価に係る繰延税金負債 | ※10 | 2,116 | 0.16 | 2,113 | 0.17 | 2,113 | 0.16 |
| 支払承諾 | | 17,574 | 1.34 | 13,785 | 1.09 | 14,294 | 1.09 |
| 負債の部合計 | | 1,272,303 | 96.66 | 1,231,220 | 97.43 | 1,280,526 | 97.28 |
| (純資産の部) | | | | | | | |
| 資本金 | | 34,262 | 2.60 | 8,730 | 0.69 | 34,262 | 2.60 |
| 資本剰余金 | | 23,164 | 1.76 | — | — | 23,164 | 1.76 |
| 利益剰余金 | | △39,430 | △3.00 | △1,079 | △0.08 | △47,784 | △3.63 |
| 自己株式 | | △134 | △0.00 | — | — | △121 | △0.00 |
| 株主資本合計 | | 17,861 | 1.36 | 7,651 | 0.61 | 9,521 | 0.73 |
| その他有価証券評価差額金 | | 301 | 0.02 | △1,080 | △0.09 | 357 | 0.03 |
| 繰延ヘッジ損益 | | 0 | 0.00 | — | — | — | — |
| 土地再評価差額金 | ※10 | 836 | 0.06 | 833 | 0.07 | 833 | 0.06 |
| 評価・換算差額等合計 | | 1,138 | 0.08 | △246 | △0.02 | 1,190 | 0.09 |
| 少数株主持分 | | 25,005 | 1.90 | 25,014 | 1.98 | 25,032 | 1.90 |
| 純資産の部合計 | | 44,005 | 3.34 | 32,418 | 2.57 | 35,744 | 2.72 |
| 負債及び純資産の部合計 | | 1,316,309 | 100.00 | 1,263,639 | 100.00 | 1,316,270 | 100.00 |

② 【中間連結損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | | 前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | |
|-----------------|----------|--|------------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(百万円) | 百分比 (%) | 金額(百万円) | 百分比 (%) | 金額(百万円) | 百分比 (%) |
| 経常収益 | | 17,266 | 100.00 | 17,484 | 100.00 | 35,901 | 100.00 |
| 資金運用収益 | | 14,567 | | 14,393 | | 29,261 | |
| (うち貸出金利息) | | (13,518) | | (13,108) | | (26,783) | |
| (うち有価証券利息配当金) | | (911) | | (1,144) | | (2,207) | |
| 役務取引等収益 | | 2,026 | | 2,542 | | 4,403 | |
| その他業務収益 | | 550 | | 293 | | 1,075 | |
| その他経常収益 | | 121 | | 253 | | 1,161 | |
| 経常費用 | | 69,018 | 399.73 | 18,747 | 107.22 | 95,816 | 266.88 |
| 資金調達費用 | | 1,271 | | 2,241 | | 3,078 | |
| (うち預金利息) | | (1,088) | | (1,845) | | (2,472) | |
| 役務取引等費用 | | 1,182 | | 1,197 | | 2,252 | |
| その他業務費用 | | 941 | | 1,185 | | 2,821 | |
| 営業経費 | | 8,399 | | 9,380 | | 17,258 | |
| その他経常費用 | ※1 | 57,224 | | 4,741 | | 70,405 | |
| 経常損失 | | 51,752 | △299.73 | 1,263 | △7.22 | 59,914 | △166.88 |
| 特別利益 | | 8 | 0.05 | 73 | 0.42 | 30 | 0.08 |
| 特別損失 | | 36 | 0.21 | 8 | 0.05 | 137 | 0.38 |
| 減損損失 | ※2 | — | | — | | 90 | |
| その他 | | 36 | | 8 | | 47 | |
| 税金等調整前中間(当期)純損失 | | 51,780 | △299.90 | 1,198 | △6.85 | 60,021 | △167.18 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 20 | 0.12 | 21 | 0.13 | 25 | 0.07 |
| 法人税等調整額 | | △4,583 | △26.54 | 789 | 4.51 | △4,837 | △13.47 |
| 少数株主損失 | | 3 | △0.02 | 18 | 0.10 | 14 | △0.04 |
| 中間(当期)純損失 | | 47,214 | △273.45 | 1,990 | △11.39 | 55,195 | △153.74 |

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

| | 株主資本 | | | | |
|-----------------------------|--------|--------|---------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 34,262 | 23,164 | 8,539 | △125 | 65,840 |
| 中間連結会計期間中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当(注) | | | △791 | | △791 |
| 中間純損失 | | | △47,214 | | △47,214 |
| 自己株式の取得 | | | | △8 | △8 |
| 自己株式の処分 | | | △0 | 0 | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩額 | | | 35 | | 35 |
| 株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額) | | | | | — |
| 中間連結会計期間中の変動額合計(百万円) | — | — | △47,970 | △8 | △47,979 |
| 平成18年9月30日残高(百万円) | 34,262 | 23,164 | △39,430 | △134 | 17,861 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------|--------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 700 | — | 871 | 1,572 | 9 | 67,421 |
| 中間連結会計期間中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当(注) | | | | | | △791 |
| 中間純損失 | | | | | | △47,214 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △8 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩額 | | | | | | 35 |
| 株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額) | △398 | 0 | △35 | △433 | 24,996 | 24,562 |
| 中間連結会計期間中の変動額合計(百万円) | △398 | 0 | △35 | △433 | 24,996 | △23,416 |
| 平成18年9月30日残高(百万円) | 301 | 0 | 836 | 1,138 | 25,005 | 44,005 |

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

| | 株主資本 | | | | |
|-----------------------------|----------|----------|----------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 34,262 | 23,164 | △ 47,784 | △ 121 | 9,521 |
| 中間連結会計期間中の変動額 | | | | | |
| 資本金等の取崩(欠損填補)(注) | △ 25,531 | △ 23,164 | 48,695 | | — |
| 剰余金の配当 | | | | | — |
| 中間純損失 | | | △ 1,990 | | △ 1,990 |
| 自己株式の取得 | | | | | — |
| 自己株式の処分 | | | | 121 | 121 |
| 土地再評価差額金の取崩額 | | | | | — |
| 株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額) | | | | | — |
| 中間連結会計期間中の変動額合計(百万円) | △ 25,531 | △ 23,164 | 46,704 | 121 | △ 1,869 |
| 平成19年9月30日残高(百万円) | 8,730 | — | △ 1,079 | — | 7,651 |

| | 評価・換算差額等 | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|--------------|----------------|--------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 357 | 833 | 1,190 | 25,032 | 35,744 |
| 中間連結会計期間中の変動額 | | | | | |
| 資本金等の取崩(欠損填補)(注) | | | | | — |
| 剰余金の配当 | | | | | — |
| 中間純損失 | | | | | △ 1,990 |
| 自己株式の取得 | | | | | — |
| 自己株式の処分 | | | | | 121 |
| 土地再評価差額金の取崩額 | | | | | — |
| 株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額) | △ 1,437 | — | △ 1,437 | △ 18 | △ 1,455 |
| 中間連結会計期間中の変動額合計(百万円) | △ 1,437 | — | △ 1,437 | △ 18 | △ 3,325 |
| 平成19年9月30日残高(百万円) | △ 1,080 | 833 | △ 246 | 25,014 | 32,418 |

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------------|--------|--------|----------|-------|----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 34,262 | 23,164 | 8,539 | △ 125 | 65,840 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 1,126 | | △ 1,126 |
| 当期純損失 | | | △ 55,195 | | △ 55,195 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 21 | △ 21 |
| 自己株式の処分 | | | △ 40 | 26 | △ 13 |
| 土地再評価差額金の取崩額 | | | 38 | | 38 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | — |
| 連結会計年度中の変動額合計(百万円) | — | — | △ 56,323 | 4 | △ 56,319 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 34,262 | 23,164 | △ 47,784 | △ 121 | 9,521 |

| | 評価・換算差額等 | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|----------------------|--------------|----------------|--------|----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 700 | 871 | 1,572 | 9 | 67,421 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △ 1,126 |
| 当期純損失 | | | | | △ 55,195 |
| 自己株式の取得 | | | | | △ 21 |
| 自己株式の処分 | | | | | △ 13 |
| 土地再評価差額金の取崩額 | | | | | 38 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △ 343 | △ 38 | △ 381 | 25,023 | 24,641 |
| 連結会計年度中の変動額合計(百万円) | △ 343 | △ 38 | △ 381 | 25,023 | △ 31,677 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 357 | 833 | 1,190 | 25,032 | 35,744 |

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--------------------------|----------|--|--|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| I 営業活動による キャッシュ・フロー | | | | |
| 税金等調整前中間(当期) 純損失 | | △51,780 | △ 1,198 | △ 60,021 |
| 減価償却費 | | 350 | 430 | 751 |
| 減損損失 | | — | — | 90 |
| 貸倒引当金の増減(△)額 | | 9,630 | △ 5,920 | △ 8,886 |
| 投資損失引当金の減少額(△) | | △75 | — | △ 75 |
| 賞与引当金の増減(△)額 | | 27 | △ 519 | 89 |
| 退職給付引当金の増加額 | | 187 | 26 | 424 |
| その他の偶発損失引当金 の増減(△)額 | | △19 | △ 41 | 3 |
| 睡眠預金払戻損失引当金の 増加額 | | — | 163 | — |
| 資金運用収益 | | △14,567 | △ 14,393 | △ 29,261 |
| 資金調達費用 | | 1,271 | 2,241 | 3,078 |
| 有価証券関係損・益(△) | | 643 | 699 | 1,146 |
| 金銭の信託の運用損・益(△) | | 43 | — | 65 |
| 為替差損・差益(△) | | △26 | △ 22 | △ 48 |
| 固定資産処分損・益(△) | | 34 | 8 | 31 |
| 貸出金の純増(△)減 | | 23,566 | 26,156 | 46,276 |
| 預金の純増減(△) | | 13,305 | 2,209 | △ 28,390 |
| 譲渡性預金の純増減(△) | | — | △ 16,000 | 16,000 |
| 借入金の純増減(△) | | — | △ 35,800 | 35,800 |
| 預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減 | | △483 | 355 | △ 478 |
| コールローン等の純増(△)減 | | △16 | △ 13,477 | △ 45 |
| 外国為替(資産)の純増(△)減 | | △262 | △ 69 | 19 |
| 外国為替(負債)の純増減(△) | | 10 | 5 | △ 14 |
| 資金運用による収入 | | 14,399 | 14,412 | 29,232 |
| 資金調達による支出 | | △1,146 | △ 1,830 | △ 3,198 |
| その他 | | 586 | △ 69 | 1,531 |
| 小計 | | △4,319 | △ 42,632 | 4,118 |
| 法人税等の支払額 | | △40 | △ 25 | △ 48 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | | △4,360 | △ 42,658 | 4,070 |

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|------------------------------|----------|--|--|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| II 投資活動による キャッシュ・フロー | | | | |
| 有価証券の取得による支出 | | △70,265 | △ 8,459 | △ 137,645 |
| 有価証券の売却による収入 | | 43,336 | 630 | 67,019 |
| 有価証券の償還による収入 | | 5,365 | 9,758 | 14,936 |
| 金銭の信託の増加による支出 | | △500 | — | — |
| 金銭の信託の減少による収入 | | 500 | — | 3,920 |
| 有形固定資産の取得による 支出 | | △232 | △ 427 | △ 734 |
| 無形固定資産の取得による 支出 | | △95 | △ 82 | △ 126 |
| 有形固定資産の売却による 収入 | | 171 | 0 | 293 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | | △21,720 | 1,420 | △ 52,336 |
| III 財務活動による キャッシュ・フロー | | | | |
| 劣後特約付借入による収入 | | 10,000 | — | 10,000 |
| 少数株主からの払込による 収入 | | 25,000 | — | 25,000 |
| 配当金支払額 | | △791 | — | △ 791 |
| 少数株主への配当金支出額 | | — | — | △ 334 |
| 自己株式の取得による支出 | | △8 | — | △ 21 |
| 自己株式の売却による収入 | | 0 | — | 24 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | | 34,200 | — | 33,876 |
| IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額 | | 5 | 2 | 7 |
| V 現金及び現金同等物 の増減(△)額 | | 8,125 | △ 41,235 | △ 14,381 |
| VI 現金及び現金同等物の 期首残高 | | 76,746 | 62,365 | 76,746 |
| VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 | | 84,872 | 21,129 | 62,365 |
| | | | | |

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|------------------------|---|--|--|
| 1 連結の範囲に関する事項 | <p>(1) 連結子会社 7社 主要な会社名 熊本ファミリー不動産株式会社 熊本ファミリービジネス株式会社 熊本ファミリー総合管理株式会社 株式会社熊本カード ファミリーカード株式会社 Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited なお、Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p> | <p>(1) 連結子会社 6社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 2. 事業の内容」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 同左</p> | <p>(1) 連結子会社 7社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。</p> <p>(2) 同左</p> |
| 2 持分法の適用に関する事項 | 持分法適用会社 0社 | 同左 | 同左 |
| 3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項 | <p>(1) 連結子会社の中間決算日は次の通りであります。 3月末日 1社 6月末日 1社 9月末日 5社</p> <p>(2) 3月末日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p> | <p>(1) 連結子会社の中間決算日は次の通りであります。 6月末日 1社 9月末日 5社</p> <p>(2) 各連結子会社について、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p> | <p>(1) 連結子会社の決算日は次の通りであります。 9月末日 1社 12月末日 1社 3月末日 5社</p> <p>(2) 9月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---|--|--|
| | <p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> | <p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による経常損失及び税金等調整前中間純損失に与える影響は、軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> | <p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|--|--|
| | ② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 | ② 無形固定資産 同左 | ② 無形固定資産 同左 |
| | (5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 | (5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 | (5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---|---|---|
| | <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失を引き当てております。</p> <p>また、当中間連結会計期間から償却・引当基準における不動産担保の処分可能見込額を変更して貸倒引当金を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,865百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> | <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,084百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> | <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失を引き当てております。</p> <p>また、当連結会計年度から償却・引当基準における不動産担保の処分可能見込額を変更して貸倒引当金を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,717百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---|---|---|
| | <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> | <p>——</p> <p>(追加情報) 従来、賞与引当金を賞与支給見込額に基づいて計上しておりましたが、当中間連結会計期間より、中間連結財務諸表作成時において賞与支給額の確定が可能になりましたので、当中間連結会計期間に負担すべき金額を賞与引当金としてではなくその他負債(未払費用)に含めて計上しております。</p> | <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> |
| | <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> | <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 同左</p> | <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---|---|--|
| | <p>なお、会計基準変更時差異(5,014百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> | 同左 | <p>なお、会計基準変更時差異(5,014百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p> |
| | —— | <p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、当中間連結会計期間から負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」</p> <p>(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が当中間連結会計期間から適用されたことに伴い、上記引当金を計上しております。これにより従来の方法に比べ経常費用は163百万円増加し、経常損失、税金等調整前中間純損失は163百万円それぞれ増加しております。</p> | —— |
| | <p>(9) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> | <p>(9) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p> | <p>(9) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|--|---|
| | <p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p> | <p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p> | <p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算時の為替相場による円換算額を付しております。</p> |
| | <p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。</p> | <p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p> | <p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---|---|--|
| | <p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (為替変動リスク・ヘッジ) 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(金利リスク・ヘッジ) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> | <p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (為替変動リスク・ヘッジ) 同左</p> <p>(金利リスク・ヘッジ) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> | <p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (為替変動リスク・ヘッジ) 同左</p> <p>(金利リスク・ヘッジ) 同左</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|-------------------------------|---|--|---|
| | なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。 | なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 | 同左 |
| | (13)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 | (13)消費税等の会計処理 同左 | (13)消費税等の会計処理 同左 |
| 5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。 | 同左 | 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。 |

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は19,000百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> | <p>————</p> <p>————</p> <p>————</p> | <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は10,711百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> |

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---|--|--|
| <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(有価証券の評価基準及び評価方法)</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債権については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券については、中間連結会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均により算定しておりましたが、株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することにいたしました。</p> <p>この結果、当中間連結会計期間より時価のある株式、受益証券及びそれ以外のものについても中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。</p> <p>時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、従来、①中間連結会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、②下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行ってりましたが、当中間連結会計期間より当中間連結会計期間末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常損失及び税金等調整前中間純損失が158百万円増加、有価証券が4百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、繰延税金負債が1百万円、それぞれ減少しております。</p> | <p>—————</p> <p>—————</p> | <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(有価証券の評価基準及び評価方法)</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債権については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券については、連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均により算定しておりましたが、株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することにいたしました。</p> <p>この結果、当連結会計年度より時価のある株式及び受益証券についても連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。</p> <p>また、従来、①連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、②下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行ってりましたが、当連結会計年度より当連結会計年度末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常損失及び税金等調整前当期純損失が391百万円増加、有価証券が98百万円減少し、その他有価証券評価差額金が174百万円、繰延税金負債が118百万円、それぞれ増加しております。</p> |

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---|--|
| — | (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融 商品会計に関する実務指針」(日本 公認会計士協会会計制度委員会報告 第14号)等における有価証券の範囲 に関する規定が一部改定され(平成 19年6月15日付及び同7月4日 付)、金融商品取引法の施行日以後 に終了する事業年度及び中間会計期 間から適用されることになったこと に伴い、当中間連結会計期間から改 正会計基準及び実務指針を適用して おります。 | — |

表示方法の変更

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) |
|--|--|
| <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)より改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損・益(△)」等として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p> | <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> |

追加情報

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することに伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。これにより、経常損失及び税金等調整前中間純損失が、1,947百万円増加しております。</p> | <p>—————</p> | <p>株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することに伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。これにより、経常損失及び税金等調整前当期純損失が、927百万円増加しております。</p> |

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

| 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成19年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>※1 有価証券に含まれる関連会社の株式はありません。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,683百万円、延滞債権額は44,415百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,779百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>※1 有価証券に含まれる関連会社の株式はありません。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,712百万円、延滞債権額は25,802百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,753百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>※1 有価証券に含まれる関連会社の株式はありません。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,267百万円、延滞債権額は31,535百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,218百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成19年3月31日) |
|--|---|--|
| <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,879百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は11,257百万円であります。 なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,065百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額15,322百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,056百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 3,489百万円 担保資産に対応する債務 外貨定期預金 一百万円 上記のほか、内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金7百万円及び有価証券47,023百万円を差入れております。 なお、その他の資産のうち保証金権利金は463百万円あります。</p> | <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,269百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は8,588百万円あります。 なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を3,812百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額12,400百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,555百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金6百万円及び有価証券72,272百万円を差入れております。 なお、その他の資産のうち保証金は10百万円あります。</p> | <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、56,021百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は10,044百万円あります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を3,958百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額14,003百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,108百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金7百万円及び有価証券75,079百万円を差入れております。 なお、その他の資産のうち保証金は10百万円あります。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成19年3月31日) |
|--|--|---|
| <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、108,852百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが82,045百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> | <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、210,987百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが207,495百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> | <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、115,201百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが90,442百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成19年3月31日) |
|---|---|---|
| <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,578百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された、劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 有形固定資産の減価償却累計額 14,022百万円</p> <p>※14 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 ー百万円)</p> | <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,846百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された、劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 有形固定資産の減価償却累計額 14,486百万円</p> <p>※14 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 ー百万円)</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は950百万円であります。</p> | <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,576百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された、劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 有形固定資産の減価償却累計額 14,409百万円</p> <p>※14 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 ー百万円)</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は950百万円であります。</p> |
| <p>16 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルビング有担保コール取引契約を締結しております。</p> <p>当中間連結会計期間末におけるリボルビング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりであります。</p> <p>リボルビング有担保コール取引 50,000百万円 契約の総額 契約実行残高 ー百万円 差引額 50,000百万円</p> | <p>16 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルビング有担保コール取引契約を締結しております。</p> <p>当中間連結会計期間末におけるリボルビング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりであります。</p> <p>リボルビング有担保コール取引 50,000百万円 契約の総額 契約実行残高 ー百万円 差引額 50,000百万円</p> | <p>16 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルビング有担保コール取引契約を締結しております。</p> <p>当連結会計年度末におけるリボルビング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりであります。</p> <p>リボルビング有担保コール取引 50,000百万円 契約の総額 契約実行残高 ー百万円 差引額 50,000百万円</p> |

(中間連結損益計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------|------|----|------|----------|----------|-----------|-------|---------------|------|----------|------|----------|----------|---------------------|------|---------------|------|----------|------|
| <p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額38,290百万円及び債権売却に伴う損失18,030百万円を含んでおります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> | <p>※1 その他経常費用には、株式等償却752百万円、貸倒引当金繰入額2,772百万円及び債権売却に伴う損失786百万円を含んでおります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> | <p>※1 その他の経常費用には、債権売却に伴う損失34,356百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当連結会計年度において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落並びに賃料水準の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額を減損損失(90百万円)として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1013 884 1415 1169"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熊本 県内</td> <td>営業用店舗1ヶ店</td> <td rowspan="3">土地建 物等</td> <td>90百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産一物 件</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産一物件</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">熊本 県外</td> <td>営業用店舗1ヶ店</td> <td rowspan="3">土地建 物動 産 等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産一物 件</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産一物件</td> <td>一百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については最小区分である営業店単位(出張所については母店と一体とみなす)で、グルーピングを行っております。また、賃貸用不動産及び遊休不動産についてはそれぞれ個別の物件毎にグルーピングを行っております。回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行って算出した価額から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。</p> | 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 | 熊本 県内 | 営業用店舗1ヶ店 | 土地建 物等 | 90百万円 | 賃貸用不動産一物 件 | 一百万円 | 遊休不動産一物件 | 一百万円 | 熊本 県外 | 営業用店舗1ヶ店 | 土地建 物動 産 等 | 0百万円 | 賃貸用不動産一物 件 | 一百万円 | 遊休不動産一物件 | 一百万円 |
| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 熊本 県内 | 営業用店舗1ヶ店 | 土地建 物等 | 90百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 賃貸用不動産一物 件 | | 一百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 遊休不動産一物件 | | 一百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 熊本 県外 | 営業用店舗1ヶ店 | 土地建 物動 産 等 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 賃貸用不動産一物 件 | | 一百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 遊休不動産一物件 | | 一百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前連結会計年度末 株式数(千株) | 当中間連結会計期間 増加株式数(千株) | 当中間連結会計期間 減少株式数(千株) | 当中間連結会計期間末 株式数(千株) | 摘要 |
|------------|---------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|----------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 122,896 | 450 | — | 123,346 | (注) 1 |
| 第一回第一種優先株式 | 19,238 | — | — | 19,238 | |
| 第一回第二種優先株式 | 40,000 | — | — | 40,000 | |
| 合計 | 182,134 | 450 | — | 182,584 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 325 | 28 | 1 | 352 | (注) 2, 3 |
| 第一回第一種優先株式 | — | 360 | — | 360 | (注) 4 |
| 第一回第二種優先株式 | — | — | — | — | |
| 合計 | 325 | 388 | 1 | 712 | |

(変動事由の概要)

- (注) 1 普通株式の発行済株式の増加450千株は、第一回第一種優先株式の普通株式への転換による増加です。
 2 普通株式の自己株式の増加28千株は、単元未満株式の買取による増加です。
 3 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増請求による減少です。
 4 第一回第一種優先株式の自己株式の増加360千株は、同優先株式の普通株式への転換請求による増加です。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの金額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------------|-----------------|----------|------------|------------|
| 平成18年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 122 | 1円 | 平成18年3月31日 | 平成18年6月29日 |
| | 第一回第一種 優先株式 | 269 | 14円 | 平成18年3月31日 | 平成18年6月29日 |
| | 第一回第二種 優先株式 | 399 | 9円98銭 | 平成18年3月31日 | 平成18年6月29日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項ありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前連結会計年度末 株式数(千株) | 当中間連結会計期間 増加株式数(千株) | 当中間連結会計期間 減少株式数(千株) | 当中間連結会計期間末 株式数(千株) | 摘要 |
|------------|---------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|-------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 123,516 | 123,427 | — | 246,943 | (注) 1 |
| 第一回第一種優先株式 | 18,742 | — | 18,742 | — | (注) 2 |
| 第一回第二種優先株式 | 40,000 | — | 40,000 | — | (注) 3 |
| 合計 | 182,258 | 123,427 | 58,742 | 246,943 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 366 | — | 366 | — | (注) 4 |
| 第一回第一種優先株式 | — | 18,742 | 18,742 | — | |
| 第一回第二種優先株式 | — | 40,000 | 40,000 | — | |
| 合計 | 366 | 58,742 | 59,108 | — | |

(変動事由の概要)

- (注) 1 普通株式の発行済株式の増加123,427千株は、第一回第一種優先株式及び第一回第二種優先株式の取得請求に伴い普通株式を交付したことによるものです。
- 2 第一回第一種優先株式は、取得請求に伴い平成19年9月21日に自己株式となったことにより18,742千株減少しております。なお、本自己株式は同日消却しております。
- 3 第一回第二種優先株式は、取得請求に伴い平成19年9月21日に自己株式となったことにより40,000千株減少しております。なお、本自己株式は同日消却しております。
- 4 普通株式の自己株式は、平成19年4月2日に共同株式移転により、ふくおかフィナンシャルグループ株式となったことにより366千株減少しております。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項ありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項ありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前連結会計年度末 株式数(千株) | 当連結会計年度 増加株式数(千株) | 当連結会計年度 減少株式数(千株) | 当連結会計年度末 株式数(千株) | 摘要 |
|------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 122,896 | 620 | — | 123,516 | (注) 1 |
| 第一回第一種優先株式 | 19,238 | — | 496 | 18,742 | (注) 2 |
| 第一回第二種優先株式 | 40,000 | — | — | 40,000 | |
| 合計 | 182,134 | 620 | 496 | 182,258 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 325 | 93 | 52 | 366 | (注) 3、4 |
| 第一回第一種優先株式 | — | 496 | 496 | — | (注) 5 |
| 第一回第二種優先株式 | — | — | — | — | |
| 合計 | 325 | 589 | 548 | 366 | |

(変動事由の概要)

- (注) 1 普通株式の発行済株式の増加620千株は、第一回第一種優先株式の普通株式を対価とする取得請求による増加であります。
- 2 第一回第一種優先株式の発行済株式の減少496千株は、同優先株式の普通株式を対価とする取得請求により当行が取得したもので、平成19年3月30日付で消却しております。
- 3 普通株式の自己株式の増加93千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。
- 4 普通株式の自己株式の株式数減少52千株は、単元未満株式の買増請求4千株および子会社所有の当行株式の市場での売却48千株による減少であります。
- 5 第一回第一種優先株式の自己株式の増加496千株は、同優先株の普通株式を対価とする取得請求によるもので、また同優先株式の自己株式の減少496千株は、平成19年3月30日付で消却したことによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの金額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------------|-----------------|----------|------------|------------|
| 平成18年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 122 | 1円 | 平成18年3月31日 | 平成18年6月29日 |
| | 第一回第一種 優先株式 | 269 | 14円 | 平成18年3月31日 | 平成18年6月29日 |
| | 第一回第二種 優先株式 | 399 | 9円98銭 | 平成18年3月31日 | 平成18年6月29日 |

上記のほか連結子会社Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limitedが優先出資証券に対して334百万円の配当を行っております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
該当事項ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|---|
| 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) | 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) | 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) |
| 平成18年9月30日現在 | 平成19年9月30日現在 | 平成19年3月31日現在 |
| 現金預け金勘定 85,673 | 現金預け金勘定 21,570 | 現金預け金勘定 63,162 |
| 普通預け金 △747 | 普通預け金 △401 | 普通預け金 △767 |
| その他の預け金 △54 | その他の預け金 △40 | その他の預け金 △30 |
| 現金及び現金同等物 <u>84,872</u> | 現金及び現金同等物 <u>21,129</u> | 現金及び現金同等物 <u>62,365</u> |

(リース取引関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|--|
| リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 | リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 | リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 |
| ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間連結会 計期間末残高相当額 | ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間連結会 計期間末残高相当額 | ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び年度末残高 相当額 |
| 取得価額相当額 | 取得価額相当額 | 取得価額相当額 |
| 動産 1,556百万円 | 動産 1,319百万円 | 動産 1,715百万円 |
| その他 一百万円 | その他 一百万円 | その他 一百万円 |
| 合計 1,556百万円 | 合計 1,319百万円 | 合計 1,715百万円 |
| 減価償却累計額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減価償却累計額相当額 |
| 動産 940百万円 | 動産 980百万円 | 動産 1,189百万円 |
| その他 一百万円 | その他 一百万円 | その他 一百万円 |
| 合計 940百万円 | 合計 980百万円 | 合計 1,189百万円 |
| 減損損失累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 |
| 動産 9百万円 | 動産 18百万円 | 動産 18百万円 |
| その他 一百万円 | その他 一百万円 | その他 一百万円 |
| 合計 9百万円 | 合計 18百万円 | 合計 18百万円 |
| 中間連結会計期間末残高相当額 | 中間連結会計期間末残高相当額 | 年度末残高相当額 |
| 動産 605百万円 | 動産 320百万円 | 動産 510百万円 |
| その他 一百万円 | その他 一百万円 | その他 一百万円 |
| 合計 605百万円 | 合計 320百万円 | 合計 510百万円 |
| ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 | ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 | ・未経過リース料年度末残高相当 額 |
| 1年内 307百万円 | 1年内 216百万円 | 1年内 289百万円 |
| 1年超 417百万円 | 1年超 152百万円 | 1年超 335百万円 |
| 合計 724百万円 | 合計 368百万円 | 合計 624百万円 |
| ・リース資産減損勘定の中間連結 会計期間末残高 | ・リース資産減損勘定の中間連結 会計期間末残高 | ・リース資産減損勘定の年度末残 高 |
| 9百万円 | 7百万円 | 10百万円 |

| 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 166百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 141百万円 支払利息相当額 24百万円 減損損失 一百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 130百万円 リース資産減損勘定の取崩額 2百万円 減価償却費相当額 113百万円 支払利息相当額 10百万円 減損損失 一百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 333百万円 リース資産減損勘定の取崩額 4百万円 減価償却費相当額 283百万円 支払利息相当額 44百万円 減損損失 7百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 |

(有価証券関係)

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」を含めて記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

| | 中間連結貸借対照表計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) | うち益(百万円) | うち損(百万円) |
|-----|-------------------|---------|---------|----------|----------|
| 社債 | 7,727 | 7,596 | △131 | 13 | 144 |
| その他 | 12,023 | 11,420 | △603 | 6 | 609 |
| 合計 | 19,751 | 19,017 | △734 | 19 | 754 |

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

| | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照表計上額(百万円) | 評価差額(百万円) | うち益(百万円) | うち損(百万円) |
|-----|-----------|-------------------|-----------|----------|----------|
| 株式 | 21,194 | 23,015 | 1,820 | 2,729 | 909 |
| 債券 | 150,805 | 149,452 | △1,353 | 69 | 1,423 |
| 国債 | 95,672 | 94,657 | △1,015 | 27 | 1,042 |
| 地方債 | 399 | 395 | △3 | 1 | 5 |
| 社債 | 54,733 | 54,399 | △334 | 40 | 374 |
| その他 | 5,762 | 5,802 | 39 | 123 | 84 |
| 合計 | 177,763 | 178,269 | 506 | 2,922 | 2,416 |

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、従来、①中間連結会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、②下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っていましたが、当中間連結会計期間より当中間連結会計期間末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っております。

なお、当中間連結会計期間において減損処理した株式および受益証券の金額は702百万円であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

| | 金額(百万円) |
|--------------------|---------|
| 満期保有目的の債券 非公募債券 | 950 |
| その他有価証券 非上場株式 | 1,300 |
| 買入金銭債権 | 106 |

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

| | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照表計上額(百万円) | 評価差額(百万円) | うち益(百万円) | うち損(百万円) |
|-----|-----------|-------------------|-----------|----------|----------|
| 株式 | 18,922 | 18,818 | △104 | 1,656 | 1,760 |
| 債券 | 208,523 | 207,540 | △982 | 301 | 1,283 |
| 国債 | 144,555 | 143,710 | △844 | 200 | 1,044 |
| 地方債 | 686 | 687 | 1 | 4 | 2 |
| 社債 | 63,281 | 63,141 | △139 | 96 | 236 |
| その他 | 92 | 99 | 6 | 6 | 0 |
| 合計 | 227,538 | 226,458 | △1,080 | 1,964 | 3,044 |

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、当中間連結会計期間において減損処理した株式および受益証券の金額は752百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

市場価格のある株式

 中間連結会計期間末日の時価が取得原価の30%以上下落した株式

市場価格のない株式

 実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した株式

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

| | 金額(百万円) |
|-----------|---------|
| 満期保有目的の債券 | |
| 非公募債券 | — |
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 1,539 |
| 社債 | 950 |
| その他の証券 | 124 |
| 買入金銭債権 | 113 |

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

該当事項ありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

該当事項ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

| | 取得原価(百万円) | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 評価差額(百万円) | うち益(百万円) | うち損(百万円) |
|-----|-----------|---------------------|-----------|----------|----------|
| 株式 | 19,509 | 21,400 | 1,891 | 2,961 | 1,070 |
| 債券 | 210,263 | 208,971 | △1,292 | 213 | 1,506 |
| 国債 | 143,640 | 142,514 | △1,125 | 106 | 1,232 |
| 地方債 | 685 | 685 | △0 | 3 | 3 |
| 社債 | 65,937 | 65,771 | △165 | 104 | 270 |
| その他 | 97 | 97 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 229,870 | 230,469 | 599 | 3,176 | 2,577 |

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、従来、①連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、②下落率30%以上50%未満の銘柄について過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行って行りましたが、当連結会計年度より当連結会計年度末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律減損処理を行っております。なお、当連結会計年度において減損処理した株式の金額は950百万円であります。

4 前連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

| | 売却原価(百万円) | 売却額(百万円) | 売却損益(百万円) |
|-----|-----------|----------|-----------|
| 社債 | 4,000 | 3,866 | △133 |
| その他 | 10,513 | 9,663 | △849 |
| 合計 | 14,513 | 13,529 | △983 |

(売却の理由) 将来の市場リスクの最小化のため、有価証券のポートフォリオを見直したことによるものです。

5 前連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

| | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|---------|----------|--------------|--------------|
| その他有価証券 | 51,667 | 1,149 | 361 |

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

| | 金額(百万円) |
|---------|---------|
| その他有価証券 | |
| 非公募債券 | 950 |
| 非上場株式 | 1,800 |
| その他の証券 | 187 |

7 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券4,210百万円の保有目的を満期保有目的の債券の一部売却により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更により、有価証券が37百万円、その他有価証券評価差額金が22百万円、繰延税金負債が14百万円、それぞれ減少しております。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成19年3月31日現在)

| | 1年以内(百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年以内 (百万円) | 10年超(百万円) |
|-----|-----------|------------------|-------------------|-----------|
| 債券 | 26,120 | 137,481 | 26,611 | 19,707 |
| 国債 | 12,071 | 93,624 | 17,112 | 19,707 |
| 地方債 | — | 199 | 485 | — |
| 社債 | 14,049 | 43,658 | 9,013 | — |
| その他 | — | 186 | 97 | — |
| 合計 | 26,120 | 137,668 | 26,709 | 19,707 |

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)
該当事項ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)
該当事項ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)
該当事項ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)
該当事項ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)
該当事項ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)
該当事項ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)
該当事項ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 506 |
| その他有価証券 | 506 |
| その他の金銭の信託 | — |
| (△)繰延税金負債 | 204 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 301 |
| (△)少数株主持分相当額 | — |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | — |
| その他有価証券評価差額金 | 301 |

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | △1,080 |
| その他有価証券 | △1,080 |
| その他の金銭の信託 | — |
| 繰延税金資産 | — |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | △1,080 |
| (△)少数株主持分相当額 | — |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | — |
| その他有価証券評価差額金 | △1,080 |

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 599 |
| その他有価証券 | 599 |
| その他の金銭の信託 | — |
| (△)繰延税金負債 | 242 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 357 |
| (△)少数株主持分相当額 | — |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | — |
| その他有価証券評価差額金 | 357 |

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----|---------|-----------|---------|-----------|
| 店頭 | 通貨スワップ | — | — | — |
| | 為替予約 | 33 | 0 | 0 |
| | 通貨オプション | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 合計 | — | 0 | 0 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

契約額等の当中間連結会計期間末残高はありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----|-----------|-----------|---------|-----------|
| 店頭 | 金利先渡契約 | — | — | — |
| | 金利スワップ | 3,600 | — | — |
| | 受取固定・支払変動 | 1,800 | 2 | △ 3 |
| | 受取変動・支払固定 | 1,800 | △ 2 | 3 |
| | 受取変動・支払変動 | — | — | — |
| | 金利オプション | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 合計 | — | — | — |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----|---------|-----------|---------|-----------|
| 店頭 | 通貨スワップ | 5,298 | 16 | 16 |
| | 為替予約 | 55 | 0 | 0 |
| | 売建 | 22 | 0 | 0 |
| | 買建 | 33 | 0 | 0 |
| | 通貨オプション | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | | 合計 | — | 16 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定基準

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

契約額等の当中間連結会計期間末残高はありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

(7) 複合金融商品関連取引(平成19年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|-----------|-----------------|-----------|---------|-----------|
| 市場取引以外の取引 | 複合金融商品 (貸出金) | 4,000 | △533 | △533 |
| | 合計 | — | △533 | △533 |

(注) 1 時価の算定方法

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

2 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では為替予約取引、通貨スワップ取引、有価証券関連では債券オプション取引であります。

(2) 取組方針および利用目的

当行は、顧客の為替取引に係るリスクヘッジニーズに対応するため為替予約取引、通貨スワップ取引等のデリバティブ取引を利用しており、また、当行自身の市場リスクの適切な管理等を目的とする資産・負債の総合管理(いわゆるALM)に活用するために金利スワップ取引を利用しております。また、当行が保有する有価証券に係る価格変動リスクの回避および収益の獲得を目的とし、債券オプション取引等のデリバティブ取引も利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

① 金利リスク・ヘッジ

金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジの方法によっております。ヘッジ対象は預金、貸出金等、ヘッジ手段は金利スワップであります。

ヘッジ有効性については、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ対象は外貨建金銭債権債務、ヘッジ手段は通貨スワップであります。

ヘッジ有効性については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。

市場性リスクにつきましては、通貨関連のデリバティブ取引は為替変動リスクを、金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを、債券関連のデリバティブ取引は価格変動リスクをそれぞれ有しております。

また、信用リスクについては、当行のデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であり、相手方の契約不履行によるリスクは殆どないものと考えております。

(4) リスク管理体制

当行が利用しているデリバティブ取引は、社内規定に基づき行っております。規定には、デリバティブ取引の利用範囲、権限、限度枠等および報告体制に関するルールが定められており、各種リスク状況はリスク管理部で管理し、毎月の取締役会、ALM委員会等において報告いたしております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

| | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち1年 超のもの(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----|-----------|-----------|------------------------|---------|-----------|
| 店頭 | 金利先渡契約 | — | — | — | — |
| | 金利スワップ | 3,200 | 3,200 | — | — |
| | 受取固定・支払変動 | 1,600 | 1,600 | △3 | △3 |
| | 受取変動・支払固定 | 1,600 | 1,600 | 3 | 3 |
| | 受取変動・支払変動 | — | — | — | — |
| | 金利オプション | — | — | — | — |
| | その他 | — | — | — | — |
| | 合計 | — | — | 0 | 0 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

| | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち1年超のもの(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----|---------|-----------|--------------------|---------|-----------|
| 店頭 | 通貨スワップ | — | — | — | — |
| | 為替予約 | 51 | — | 0 | 0 |
| | 売建 | 19 | — | △0 | △0 |
| | 買建 | 31 | — | 0 | 0 |
| | 通貨オプション | — | — | — | — |
| | その他 | — | — | — | — |
| | 合計 | — | — | 0 | 0 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

契約額等の当連結会計年度末残高はありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当事項ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
該当事項ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
該当事項ありません。

III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部で人材派遣業、不動産の管理業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）並びに前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

また、全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）並びに前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--------------------------------------|---|--|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 円 | △166.18 | 29.98 | △232.72 |
| 1株当たり中間(当期)純利益 (△は1株当たり中間(当期)純損失) | 円 | △384.84 | △15.28 | △449.32 |
| 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 | 円 | — | — | — |

(注) 1 前中間連結会計期間及び前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが、純損失が計上されているので記載しておりません。

2 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

| | 前中間連結会計期間末 平成18年9月30日 | 当中間連結会計期間末 平成19年9月30日 | 前連結会計年度末 平成19年3月31日 |
|-----------------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円) | 44,005 | 32,418 | 35,744 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(百万円) | 64,444 | 25,014 | 64,403 |
| (うち少数株主持分) | 25,005 | 25,014 | 25,032 |
| (うち優先株式に係る中間期末の純資産額) | 39,439 | — | 39,371 |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(百万円) | △20,438 | 7,404 | △28,659 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株) | 122,994 | 246,943 | 123,149 |

2 1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---|-----|---|--|---|
| 1株当たり中間(当期)純損失 | | | | |
| 中間(当期)純損失 (△は中間(当期)純損失) | 百万円 | △47,214 | △1,990 | △55,195 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 百万円 | — | — | — |
| うち定時株主総会決議による優先配当額 | 百万円 | — | — | — |
| 普通株式に係る 中間(当期)純損失 (△は普通株式に係る 中間(当期)純損失) | 百万円 | △47,214 | △1,990 | △55,195 |
| 普通株式の(中間) 期中平均株式数 | 千株 | 122,638 | 130,258 | 122,843 |
| 潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 | | | | |
| 中間(当期)純利益 調整額 | 百万円 | — | — | — |
| うち定時株主総会決議 による優先配当額 | 百万円 | — | — | — |
| 普通株式増加数 | 千株 | — | — | — |
| うち優先株式の 転換請求権 | 千株 | — | — | — |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | | <p>第一回第一種優先株式転換請求権及び第一回第二種優先株式転換請求権</p> <p>なお、上記の優先株式転換請求権の概要は、「第4提出会社の状況」中、「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の脚注に記載のとおり。</p> | — | <p>第一回第一種優先株式転換請求権及び第一回第二種優先株式転換請求権</p> <p>なお、上記の優先株式転換請求権の概要は、「第4提出会社の状況」中、「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の脚注に記載のとおり。</p> |

(重要な後発事象)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

熊本ファミリー銀行(取締役頭取 河口和幸)と福岡銀行(取締役頭取 谷正明)は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。

(1) 経営統合の目的

- ① 両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。
- ② 両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

(2) 統合形態

熊本ファミリー銀行と福岡銀行が、共同株式移転により持株会社を設立します。

(3) 持株会社の概要

- ① 商号 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
(英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.)
- ② 事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。
- ③ 本店所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号
(現 福岡銀行本店所在地)
- ④ 設立時期 平成19年4月2日(月)
- ⑤ 資本金 1,000億円
- ⑥ 資本準備金 250億円
- ⑦ 発行予定株式数 普通株式 726,224,635株
第一種優先株式 18,878,000株
第二種優先株式 40,000,000株
ただし、熊本ファミリー銀行が発行した優先株式並びに、福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債について、株式移転前に取得請求、新株予約権の行使等があった場合には、上記株式数は割当比率に応じて変わることがあります。
- ⑧ 単元株式数 普通株式 1,000株
優先株式 1,000株
- ⑨ 決算期 毎年3月31日

(4) 株式移転比率

- ① 福岡銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株
- ② 熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株
- ③ 熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式(民間優先株)1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株
- ④ 熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式(旧公的優先株)1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株

ただし、この株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。

(5) 劣後特約付無担保転換社債の取扱い

福岡銀行が発行している第2回劣後特約付無担保転換社債については、会社法第773条第1項第9号に基づき、持株会社が社債を承継したうえで、当該社債権者に対し、新株予約権付社債を発行いたします。

(6) 両行の概要(単体)

平成18年3月末現在

| | 株式会社 福岡銀行 | 株式会社 熊本ファミリー銀行 | 単純合計 |
|---------|------------------|-----------------|----------|
| 設立年月 | 昭和20年3月 | 昭和4年1月 | — |
| 本店所在地 | 福岡市中央区天神二丁目13番1号 | 熊本市水前寺六丁目29番20号 | — |
| 代表者 | 取締役頭取 谷正明 | 取締役頭取 河口和幸 | — |
| 資本金 | 703億円 | 342億円 | 1,045億円 |
| 総資産 | 77,119億円 | 13,184億円 | 90,303億円 |
| 純資産 | 3,987億円 | 679億円 | 4,667億円 |
| 経常収益 | 1,662億円 | 417億円 | 2,080億円 |
| 経常利益 | 542億円 | 53億円 | 595億円 |
| 当期純利益 | 302億円 | 46億円 | 349億円 |
| 決算期 | 毎年3月31日 | 毎年3月31日 | — |
| 自己資本比率 | 9.62%(国内基準) | 9.33%(国内基準) | — |
| 預金残高 | 65,619億円 | 12,058億円 | 77,678億円 |
| 貸出金残高 | 51,149億円 | 10,068億円 | 61,218億円 |
| 従業員数 | 3,031名 | 1,121名 | 4,152名 |
| 事業所数 | 167店舗(9出張所を含む) | 77店舗(3出張所を含む) | 244店舗 |
| 発行済株式総数 | | | |
| 普通株式 | 686,534,240株 | 122,896,250株 | |
| 第一種優先株式 | — | 19,238,000株 | — |
| 第二種優先株式 | — | 40,000,000株 | — |

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項ありません。

III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行は、平成19年4月2日付で共同株式移転により、完全親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を設立いたしました。

この結果、当行の主要株主に異動があり、当行は「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の完全子会社となりました。

(1)経営統合の目的

- ① 両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。
- ② 両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的に経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

(2)統合形態

熊本ファミリー銀行と福岡銀行の共同株式移転による持株会社。

(3)持株会社の概要

- ①商号 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
(英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.)
- ②事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。
- ③本店所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号 (現 福岡銀行本店所在地)
- ④設立時期 平成19年4月2日(月)
- ⑤資本金 1,000億円
- ⑥資本準備金 250億円
- ⑦発行株式数 (設立日現在)

| | |
|---------|--------------|
| 普通株式 | 755,916,290株 |
| 第一種優先株式 | 18,742,000株 |
| 第二種優先株式 | 40,000,000株 |
- ⑧単元株式数

| | |
|------|--------|
| 普通株式 | 1,000株 |
| 優先株式 | 1,000株 |
- ⑨決算期 毎年3月31日

(4)株式移転比率

- ①福岡銀行の株式1株に対して、持株会社の普通株式1株
- ②熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株
- ③熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式(民間優先株)1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株
- ④熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式(旧公的優先株)1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株

2 欠損の填補のための資本の減少

当行は、平成19年6月18日開催の取締役会決議に基づく、減資および準備金減少に関する議案について、平成19年6月25日開催の定時株主総会におきまして、下記のとおり承認可決されました。

(1) 資本の減少

① 目的

平成19年3月期末における繰越損失56,115,610,785円を一掃するため。

② 減少する資本金の額

資本金の額34,262,032,022円を25,531,267,820円減少して8,730,764,202円とする。

③ 資本金減少の方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。

④ 欠損の填補に充てる額

25,531,267,820円

⑤ 資本減少の日程

| | |
|---------------|----------------|
| a 株主総会決議日 | 平成19年6月25日 |
| b 債権者異議申述最終期日 | 平成19年7月26日（予定） |
| c 効力発生日 | 平成19年7月27日（予定） |

(2) 準備金の減少

① 目的

平成19年3月期末における繰越欠損56,115,610,785円を一掃するため。

② 減少する準備金の額

準備金の総額23,484,342,965円から資本準備金の全額にあたる23,164,342,965円および利益準備金の全額にあたる320,000,000円の合計額23,484,342,965円を減少させる。

③ 欠損の填補に充てる額

減少額の全額を欠損の填補に充てる。

④ 準備金減少の日程

| | |
|---------------|----------------|
| a 株主総会決議日 | 平成19年6月25日 |
| b 債権者異議申述最終期日 | 平成19年7月26日（予定） |
| c 効力発生日 | 平成19年7月27日（予定） |

(2) 【その他】

平成17年12月2日に東京地方裁判所から破産手続きの開始決定を受けた木村建設株式会社の破産管財人弁護士が、同社に対する当行の一連の処理に関し「行為の否認」1,355百万円、並びに「損害賠償」3,000百万円として総額4,355百万円を求める提訴を行い、平成19年3月29日に当行に対し東京地方裁判所より「行為の否認」のうち1,305百万円の支払を命ずる判決が出されましたが、当行は同判決内容を不服として東京高等裁判所に控訴しております。

また、木村建設株式会社の破産管財人弁護士も「損害賠償」等3,049百万円を却下した同判決内容を不服として東京高等裁判所に控訴しております。

当行としては、あくまでも一連の耐震構造偽装問題に絡む社会的な問題であり、また当行の対応については何等問題ないものと考えております。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間末 (平成18年9月30日) | | 当中間会計期間末 (平成19年9月30日) | | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日) | |
|---------|----------------------------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|-----------------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | | | |
| 現金預け金 | | 85,663 | 6.50 | 21,494 | 1.70 | 63,148 | 4.80 |
| コールローン | | — | — | 13,500 | 1.07 | — | — |
| 買入金銭債権 | | 106 | 0.01 | 113 | 0.01 | 136 | 0.01 |
| 金銭の信託 | | 3,943 | 0.30 | — | — | — | — |
| 有価証券 | ※1, 8 15 | 201,318 | 15.29 | 229,877 | 18.19 | 234,213 | 17.79 |
| 貸出金 | ※2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 | 987,844 | 75.00 | 956,059 | 75.65 | 980,574 | 74.49 |
| 外国為替 | ※7 | 722 | 0.05 | 510 | 0.04 | 440 | 0.03 |
| その他資産 | ※8 | 6,294 | 0.48 | 6,592 | 0.52 | 5,731 | 0.44 |
| 有形固定資産 | ※10, 11, 12 | 17,033 | 1.29 | 17,501 | 1.38 | 17,424 | 1.32 |
| 無形固定資産 | | 564 | 0.04 | 568 | 0.05 | 496 | 0.04 |
| 繰延税金資産 | | 27,096 | 2.06 | 26,423 | 2.09 | 26,993 | 2.05 |
| 支払承諾見返 | | 17,572 | 1.33 | 13,785 | 1.09 | 14,294 | 1.08 |
| 貸倒引当金 | | △31,067 | △2.35 | △ 22,623 | △ 1.79 | △26,998 | △ 2.05 |
| 投資損失引当金 | | — | — | — | — | — | — |
| 資産の部合計 | | 1,317,092 | 100.00 | 1,263,802 | 100.00 | 1,316,455 | 100.00 |

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間末 (平成18年9月30日) | | 当中間会計期間末 (平成19年9月30日) | | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日) | |
|--------------|----------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|-----------------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | | | |
| 預金 | ※8 | 1,219,115 | 92.56 | 1,179,651 | 93.34 | 1,177,437 | 89.44 |
| 譲渡性預金 | | — | — | — | — | 16,000 | 1.21 |
| 借入金 | ※13 | 10,000 | 0.76 | 10,000 | 0.79 | 45,800 | 3.48 |
| 外国為替 | | 28 | 0.00 | 7 | 0.00 | 2 | 0.00 |
| 社債 | ※14 | 35,500 | 2.70 | 35,500 | 2.81 | 35,500 | 2.70 |
| その他負債 | | 7,053 | 0.54 | 9,453 | 0.75 | 8,376 | 0.64 |
| 賞与引当金 | | 422 | 0.03 | — | — | 489 | 0.04 |
| 退職給付引当金 | | 5,903 | 0.45 | 6,175 | 0.49 | 6,145 | 0.47 |
| その他の偶発損失引当金 | | 448 | 0.03 | 426 | 0.03 | 494 | 0.04 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | | — | — | 163 | 0.01 | — | — |
| 再評価に係る繰延税金負債 | ※12 | 2,116 | 0.16 | 2,113 | 0.17 | 2,113 | 0.16 |
| 支払承諾 | | 17,572 | 1.33 | 13,785 | 1.09 | 14,294 | 1.08 |
| 負債の部合計 | | 1,298,159 | 98.56 | 1,257,278 | 99.48 | 1,306,655 | 99.26 |
| (純資産の部) | | | | | | | |
| 資本金 | | 34,262 | 2.60 | 8,730 | 0.69 | 34,262 | 2.60 |
| 資本剰余金 | | 23,164 | 1.75 | — | — | 23,164 | 1.76 |
| 資本準備金 | | 23,164 | — | — | — | 23,164 | — |
| 利益剰余金 | | △39,522 | △3.00 | △1,959 | △0.15 | △48,695 | △3.70 |
| 利益準備金 | | 320 | — | — | — | 320 | — |
| その他利益剰余金 | | △39,842 | — | △1,959 | — | △49,015 | — |
| 別途積立金 | | 7,100 | — | — | — | 7,100 | — |
| 繰越利益剰余金 | | △46,942 | — | △1,959 | — | △56,115 | — |
| 自己株式 | | △109 | △0.00 | — | — | △121 | △0.01 |
| 株主資本合計 | | 17,794 | 1.35 | 6,771 | 0.54 | 8,609 | 0.65 |
| その他有価証券評価差額金 | | 301 | 0.02 | △1,080 | △0.09 | 357 | 0.03 |
| 繰延ヘッジ損益 | | 0 | 0.00 | — | — | — | — |
| 土地再評価差額金 | ※12 | 836 | 0.07 | 833 | 0.07 | 833 | 0.06 |
| 評価・換算差額等合計 | | 1,138 | 0.09 | △246 | △0.02 | 1,190 | 0.09 |
| 純資産の部合計 | | 18,933 | 1.44 | 6,524 | 0.52 | 9,800 | 0.74 |
| 負債及び純資産の部合計 | | 1,317,092 | 100.00 | 1,263,802 | 100.00 | 1,316,455 | 100.00 |

② 【中間損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | | 前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | |
|---------------|----------|--|------------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(百万円) | 百分比 (%) | 金額(百万円) | 百分比 (%) | 金額(百万円) | 百分比 (%) |
| 経常収益 | | 16,939 | 100.00 | 17,515 | 100.00 | 35,093 | 100.00 |
| 資金運用収益 | | 14,503 | | 14,805 | | 29,132 | |
| (うち貸出金利息) | | (13,452) | | (13,031) | | (26,652) | |
| (うち有価証券利息配当金) | | (913) | | (1,632) | | (2,208) | |
| 役務取引等収益 | | 1,957 | | 2,445 | | 4,269 | |
| その他業務収益 | | 344 | | 28 | | 509 | |
| その他経常収益 | | 134 | | 237 | | 1,182 | |
| 経常費用 | | 69,734 | 411.68 | 18,714 | 106.84 | 96,891 | 276.09 |
| 資金調達費用 | | 1,295 | | 2,728 | | 3,594 | |
| (うち預金利息) | | (1,088) | | (1,845) | | (2,472) | |
| 役務取引等費用 | | 1,250 | | 1,227 | | 2,383 | |
| その他業務費用 | | 374 | | 499 | | 1,564 | |
| 営業経費 | ※1 | 8,572 | | 9,524 | | 17,579 | |
| その他経常費用 | ※2 | 58,241 | | 4,733 | | 71,769 | |
| 経常損失 | | 52,795 | △311.68 | 1,198 | △6.84 | 61,797 | △176.09 |
| 特別利益 | | 1 | 0.01 | 70 | 0.41 | 3 | 0.01 |
| 特別損失 | | 36 | 0.21 | 8 | 0.05 | 136 | 0.39 |
| 減損損失 | | — | | — | | 90 | |
| その他 | | 36 | | 8 | | 45 | |
| 税引前中間(当期)純損失 | | 52,829 | △311.88 | 1,135 | △6.48 | 61,930 | △176.47 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 8 | 0.05 | 11 | 0.06 | 19 | 0.05 |
| 法人税等調整額 | | △4,979 | △29.39 | 812 | 4.64 | △4,915 | △14.00 |
| 中間(当期)純損失 | | 47,858 | △282.53 | 1,959 | △11.18 | 57,034 | △162.52 |

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

| | 株主資本 | | |
|--------------------|--------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 34,262 | 23,164 | 23,164 |
| 中間会計期間中の変動額 | | | |
| 中間会計期間中の変動額合計(百万円) | — | — | — |
| 平成18年9月30日残高(百万円) | 34,262 | 23,164 | 23,164 |

| | 株主資本 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|---------------------------|-------|----------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | 利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 繰越利益剰余金 | | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 160 | 3,100 | 5,831 | 9,091 | △100 | 66,417 | |
| 中間会計期間中の変動額 | | | | | | | |
| 利益準備金・別途積立金の積立 | 160 | 4,000 | △4,160 | | | — | |
| 剰余金の配当(注) | | | △791 | △791 | | △791 | |
| 中間純損失 | | | △47,858 | △47,858 | | △47,858 | |
| 自己株式の取得 | | | | | △8 | △8 | |
| 自己株式の処分 | | | △0 | △0 | 0 | 0 | |
| 土地再評価差額金の取崩額 | | | 35 | 35 | | 35 | |
| 株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額) | | | | | | — | |
| 中間会計期間中の変動額合計(百万円) | 160 | 4,000 | △52,774 | △48,614 | △8 | △48,622 | |
| 平成18年9月30日残高(百万円) | 320 | 7,100 | △46,942 | △39,522 | △109 | 17,794 | |

| | 評価・換算差額等 | | | | 純資産合計 |
|---------------------------|----------------------|---------|--------------|----------------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 700 | — | 871 | 1,572 | 67,989 |
| 中間会計期間中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当(注) | | | | | △791 |
| 中間純損失 | | | | | △47,858 |
| 自己株式の取得 | | | | | △8 |
| 自己株式の処分 | | | | | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩額 | | | | | 35 |
| 株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額) | △398 | 0 | △35 | △433 | △433 |
| 中間会計期間中の変動額合計(百万円) | △398 | 0 | △35 | △433 | △49,056 |
| 平成18年9月30日残高(百万円) | 301 | 0 | 836 | 1,138 | 18,933 |

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

| | 株主資本 | | |
|--------------------|----------|----------|----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 34,262 | 23,164 | 23,164 |
| 中間会計期間中の変動額 | | | |
| 資本金等の取崩(欠損填補)(注) | △ 25,531 | △ 23,164 | △ 23,164 |
| 中間会計期間中の変動額合計(百万円) | △ 25,531 | △ 23,164 | △ 23,164 |
| 平成19年9月30日残高(百万円) | 8,730 | — | — |

| | 株主資本 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|---------------------------|-------|----------|----------|----------|---------|---------|--------|
| | 利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 320 | 7,100 | △ 56,115 | △ 48,695 | △ 121 | 8,609 | |
| 中間会計期間中の変動額 | | | | | | | |
| 資本金等の取崩(欠損填補)(注) | △ 320 | △ 7,100 | 56,115 | 48,695 | | — | |
| 剰余金の配当 | | | | | | — | |
| 中間純損失 | | | △ 1,959 | △ 1,959 | | △ 1,959 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | — | |
| 自己株式の処分 | | | | | 121 | 121 | |
| 土地再評価差額金の取崩額 | | | | | | — | |
| 株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額) | | | | | | — | |
| 中間会計期間中の変動額合計(百万円) | △ 320 | △ 7,100 | 54,156 | 46,736 | 121 | △ 1,837 | |
| 平成19年9月30日残高(百万円) | — | — | △ 1,959 | △ 1,959 | — | 6,771 | |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------------|----------------------|--------------|----------------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 357 | 833 | 1,190 | 9,800 |
| 中間会計期間中の変動額 | | | | |
| 資本金等の取崩(欠損填補)(注) | | | | — |
| 剰余金の配当 | | | | — |
| 中間純損失 | | | | △ 1,959 |
| 自己株式の取得 | | | | — |
| 自己株式の処分 | | | | 121 |
| 土地再評価差額金の取崩額 | | | | — |
| 株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額) | △ 1,437 | | △ 1,437 | △ 1,437 |
| 中間会計期間中の変動額合計(百万円) | △ 1,437 | — | △ 1,437 | △ 3,275 |
| 平成19年9月30日残高(百万円) | △ 1,080 | 833 | △ 246 | 6,524 |

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

| | 株主資本 | | |
|-------------------|--------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 34,262 | 23,164 | 23,164 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 事業年度中の変動額合計(百万円) | — | — | — |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 34,262 | 23,164 | 23,164 |

| | 株主資本 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|-------------------------|-------|----------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | 利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 160 | 3,100 | 5,831 | 9,091 | △100 | 66,417 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 利益準備金・別途積立金の積立(注) | 160 | 4,000 | △4,160 | — | | — | |
| 剰余金の配当(注) | | | △791 | △791 | | △791 | |
| 当期純損失 | | | △57,034 | △57,034 | | △57,034 | |
| 自己株式の取得 | | | | | △21 | △21 | |
| 自己株式の処分 | | | △0 | △0 | 1 | 1 | |
| 土地再評価差額金の取崩額 | | | 38 | 38 | | 38 | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | — | |
| 事業年度中の変動額合計(百万円) | 160 | 4,000 | △61,947 | △57,787 | △20 | △57,807 | |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 320 | 7,100 | △56,115 | △48,695 | △121 | 8,609 | |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|--------------|----------------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 700 | 871 | 1,572 | 67,989 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 利益準備金・別途積立金の積立(注) | | | | — |
| 剰余金の配当(注) | | | | △791 |
| 当期純損失 | | | | △57,034 |
| 自己株式の取得 | | | | △21 |
| 自己株式の処分 | | | | 1 |
| 土地再評価差額金の取崩額 | | | | 38 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △343 | △38 | △381 | △381 |
| 事業年度中の変動額合計(百万円) | △343 | △38 | △381 | △58,189 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 357 | 833 | 1,190 | 9,800 |

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|-------------------------|--|--|---|
| 1 商品有価証券の評価 基準及び評価方法 | 商品有価証券の評価は、 時価法(売却原価は主として 移動平均法により算定) により行っております。 | 同左 | 同左 |
| 2 有価証券の評価基準 及び評価方法 | (1) 有価証券の評価は、満 期保有目的の債券につい ては移動平均法による償 却原価法(定額法)、子会 社株式については移動平 均法による原価法、その 他有価証券のうち時価の あるものについては中間 会計期間末日の市場価格 等に基づく時価法(売却 原価は主として移動平均 法により算定)、時価の ないものについては、移 動平均法による原価法又 は償却原価法により行っ ております。 なお、その他有価証券 の評価差額については、 全部純資産直入法により 処理しております。 | (1) 同左 | (1) 有価証券の評価は、満 期保有目的の債券につい ては移動平均法による償 却原価法(定額法)、子会 社株式については移動平 均法による原価法、その 他有価証券のうち時価の あるものについては決算 日の市場価格等に基づく 時価法(売却原価は主と して移動平均法により算 定)、時価のないものに ついては、移動平均法に よる原価法又は償却原価 法により行っております。 なお、その他有価証券 の評価差額については、 全部純資産直入法により 処理しております。 |
| | (2) 有価証券運用を主目的 とする単独運用の金銭の 信託において信託財産と して運用されている有価 証券の評価は、時価法に より行っております。 | (2) 同左 | (2) 同左 |

| | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---------------------------|--|---|---|
| 3 デリバティブ取引の 評価基準及び評価方法 | デリバティブ取引の評価 は、時価法により行っており ます。 | 同左 | 同左 |
| 4 固定資産の減価償却 の方法 | <p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償 却は、定率法(ただし、 平成10年4月1日以後に 取得した建物(建物附属 設備を除く。))について は定額法)を採用し、年 間減価償却費見積額を期 間により按分し計上して おります。</p> <p>なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物：3年～48年 動産：2年～20年</p> | <p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償 却は、定率法(ただし、 平成10年4月1日以後に 取得した建物(建物附属 設備を除く。))について は定額法)を採用し、年 間減価償却費見積額を期 間により按分し計上して おります。</p> <p>また、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物：3年～48年 動産：2年～20年</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年税制改正に伴 い、平成19年4月1日以 後に取得した有形固定資 産については、改正後の 法人税法に基づく償却方 法により減価償却費を計 上しております。この変 更による経常損失及び税 引前中間純損失に与える 影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当中間会計期間より、 平成19年3月31日以前に 取得した有形固定資産に ついては、償却可能限度 額に達した事業年度の翌 事業年度以後、残存簿価 を5年間で均等償却して おります。なお、これに よる中間貸借対照表等に 与える影響は軽微であり ます。</p> | <p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償 却は、定率法(ただし、 平成10年4月1日以後に 取得した建物(建物附属 設備を除く。))について は定額法)を採用してお ります。</p> <p>なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物：3年～48年 動産：2年～20年</p> |
| | <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償 却は、定額法により償却 しております。なお、自 社利用のソフトウェアに ついては、行内における 利用可能期間(5年)に基 づいて償却しておりま す。</p> | <p>(2) 無形固定資産 同左</p> | <p>(2) 無形固定資産 同左</p> |

| | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|------------|--|--|---|
| 5 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>また、当中間期より破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き立てております。</p> <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失を引き当てております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き立てております。</p> <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失を引き当てております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き立てております。</p> <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失を引き当てております。</p> |

| | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---|--|--|
| | <p>また、当中間期から償却・引当基準における不動産担保の処分可能見込額を変更して貸倒引当金を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,675百万円であります。</p> | <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,084百万円であります。</p> | <p>また、当事業年度から償却・引当基準における不動産担保の処分可能見込額を変更して貸倒引当金を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,717百万円であります。</p> |
| | <p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> | <p>(2) ———</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、賞与引当金を賞与支給見込額に基づいて計上しておりましたが、当中間会計期間より、中間財務諸表作成時において賞与支給額の確定が可能になりましたので、当中間会計期間に負担すべき金額を賞与引当金としてではなくその他負債(未払費用)に含めて計上しております。</p> | <p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> |
| | <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> | <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> | <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> |

| | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---|---|--|
| | <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(5,004百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> | | <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(5,004百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p> |
| | ————— | <p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、当中間期から負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が当中間会計期間より適用されたことに伴い、上記引当金を計上しております。これにより従来の方法に比べ経常費用は163百万円増加し、経常損失、税引前中間純損失は163百万円それぞれ増加しております。</p> | ————— |

| | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|------------------------|---|--|---|
| | (5) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 | (5) その他の偶発損失引当金 同左 | (5) その他の偶発損失引当金 同左 |
| 6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 | 同左 | 外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 |
| 7 リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 | 同左 | 同左 |
| 8 ヘッジ会計の方法 | (為替変動リスク・ヘッジ) 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 | (為替変動リスク・ヘッジ) 同左 | (為替変動リスク・ヘッジ) 同左 |

| | 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|-------------|---|---|--|
| | <p>(金利リスク・ヘッジ)</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。</p> | <p>(金利リスク・ヘッジ)</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> | <p>(金利リスク・ヘッジ)</p> <p>同左</p> |
| 9 消費税等の会計処理 | <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。</p> | 同左 | <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p> |

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

| 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---|--|--|
| <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は18,933百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> | <p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p> | <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は9,800百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> |

| 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>(有価証券の評価基準及び評価方法)</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債権については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券については、中間会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均により算定していましたが、株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することにいたしました。この結果、当中間会計期間より株式、受益証券及びそれ以外のものについても中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。</p> <p>時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>また、従来、①中間会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、②下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っていましたが、当中間会計期間より当中間会計期間末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常損失及び税引前中間純損失が158百万円増加、有価証券が4百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、繰延税金負債が1百万円、それぞれ減少しております。</p> | <p style="text-align: center;">———</p> | <p>(有価証券の評価基準及び評価方法)</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債権については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券については、事業年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均により算定していましたが、株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することにいたしました。この結果、当事業年度より時価のある株式及び受益証券についても事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。</p> <p>また、従来、①事業年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、②下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っていましたが、当事業年度より当事業年度末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常損失及び税引前当期純損失が391百万円増加、有価証券が98百万円減少し、その他有価証券評価差額金が174百万円、繰延税金負債が118百万円、それぞれ増加しております。</p> |

| 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---|--|
| — | <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> | — |

表示方法の変更

| 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) |
|---|--|
| <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)より改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処理損失」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> | <p>—————</p> |

追加情報

| 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することに伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。これにより、経常損失及び税引前中間純損失が、2,547百万円増加しております。</p> | <p>—————</p> | <p>株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することに伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。これにより、経常損失及び税引前当期純損失が、2,009百万円増加しております。</p> |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 前中間会計期間末 (平成18年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成19年9月30日) | 前事業年度末 (平成19年3月31日) |
|---|---|---|
| <p>※1 関係会社の株式(及び出資額)総額 922百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,092百万円、延滞債権額は42,839百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、一百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,779百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>※1 関係会社の株式(及び出資額)総額 807百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,673百万円、延滞債権額は25,580百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、一百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,941百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>※1 関係会社の株式(及び出資額)総額 807百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,230百万円、延滞債権額は31,174百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、一百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,436百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> |

| 前中間会計期間末 (平成18年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成19年9月30日) | 前事業年度末 (平成19年3月31日) |
|---|---|---|
| <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,711百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は11,257百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,065百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額15,322百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,056百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 3,489百万円 担保資産に対応する債務 外貨定期預金 一百万円 上記のほか、内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等として、銀行預け金7百万円及び有価証券47,023百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金権利金は878百万円あります。</p> | <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,195百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、8,588百万円あります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を3,812百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額12,400百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,555百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金6百万円及び有価証券72,272百万円を差入れております。 なおその他の資産のうち保証金は9百万あります。</p> | <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,841百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は10,044百万円あります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を3,958百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額14,003百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,108百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金7百万円及び有価証券75,079百万円を差入れております。 なおその他の資産のうち保証金は9百万あります。</p> |

| 前中間会計期間末 (平成18年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成19年9月30日) | 前事業年度末 (平成19年3月31日) |
|--|---|--|
| <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、96,318百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが80,768百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> | <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、200,598百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが197,105百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> | <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、103,287百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが89,526百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> |
| <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p> | <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p> | <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p> |
| <p>13,482百万円</p> | <p>13,899百万円</p> | <p>13,843百万円</p> |
| <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> | <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> | <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> |
| <p>※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> | <p>※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> | <p>※12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> |

| 前中間会計期間末 (平成18年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成19年9月30日) | 前事業年度末 (平成19年3月31日) |
|---|---|---|
| <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">5,578百万円</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債には、劣後特約付社債35,500百万円が含まれております。</p> <p style="text-align: center;">———</p> <p>16 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルビング有担保コール取引契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末におけるリボルビング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりであります。</p> <p>リボルビング有担保コール取引 50,000百万円 契約の総額</p> <p>契約実行残高 一百万円</p> <hr/> <p>差引額 50,000百万円</p> | <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">5,846百万円</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債には、劣後特約付社債35,500百万円が含まれております。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は950百万円であります。</p> <p>16 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルビング有担保コール取引契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末におけるリボルビング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりであります。</p> <p>リボルビング有担保コール取引 50,000百万円 契約の総額</p> <p>契約実行残高 一百万円</p> <hr/> <p>差引額 50,000百万円</p> | <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">5,576百万円</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債には、劣後特約付社債35,500百万円が含まれております。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は950百万円であります。</p> <p>16 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルビング有担保コール取引契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末におけるリボルビング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりであります。</p> <p>リボルビング有担保コール取引 50,000百万円 契約の総額</p> <p>契約実行残高 一百万円</p> <hr/> <p>差引額 50,000百万円</p> |

(中間損益計算書関係)

| 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|-------|-------|--|-------|--------|-----|--------|--|-------|--------|-----|--------|----|------|----|------|------|----------|-------|-------|-----------|------|----------|------|------|----------|---------|------|-----------|------|----------|------|
| <p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>230百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>95百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額39,189百万円及び債権売却に伴う損失18,030百万円を含んでおります。</p> | 建物・動産 | 230百万円 | その他 | 95百万円 | <p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>302百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>102百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、株式等償却752百万、貸倒引当金繰入額2,685百万円及び債権売却に伴う損失786百万円を含んでおります。</p> | 建物・動産 | 302百万円 | その他 | 102百万円 | <p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>507百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>195百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、債権売却に伴う損失31,670百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当事業年度において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落並びに賃料水準の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(90百万円)として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熊本県内</td> <td>営業用店舗1ヶ店</td> <td rowspan="3">土地建物等</td> <td>90百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産一物件</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産一物件</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">熊本県外</td> <td>営業用店舗1ヶ店</td> <td rowspan="3">土地建物動産等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産一物件</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産一物件</td> <td>一百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については最小区分である営業店単位(出張所については母店と一体とみなす)で、グルーピングを行っております。また、賃貸用不動産及び遊休不動産についてはそれぞれ個別の物件ごとにグルーピングを行っております。回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行って算出した価額から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。</p> | 建物・動産 | 507百万円 | その他 | 195百万円 | 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 | 熊本県内 | 営業用店舗1ヶ店 | 土地建物等 | 90百万円 | 賃貸用不動産一物件 | 一百万円 | 遊休不動産一物件 | 一百万円 | 熊本県外 | 営業用店舗1ヶ店 | 土地建物動産等 | 0百万円 | 賃貸用不動産一物件 | 一百万円 | 遊休不動産一物件 | 一百万円 |
| 建物・動産 | 230百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 95百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物・動産 | 302百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 102百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物・動産 | 507百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 195百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 熊本県内 | 営業用店舗1ヶ店 | 土地建物等 | 90百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 賃貸用不動産一物件 | | 一百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 遊休不動産一物件 | | 一百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 熊本県外 | 営業用店舗1ヶ店 | 土地建物動産等 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 賃貸用不動産一物件 | | 一百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 遊休不動産一物件 | | 一百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 株式数(千株) | 当中間会計期間 増加株式数(千株) | 当中間会計期間 減少株式数(千株) | 当中間会計期間末 株式数(千株) | 摘要 |
|----------------|-------------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 277 | 28 | 1 | 304 | (注)1, 2 |
| 第一回第一種 優先株式 | — | 360 | — | 360 | (注)3 |
| 第一回第二種 優先株式 | — | — | — | — | |
| 合計 | 277 | 388 | 1 | 664 | |

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加28千株は、単元未満株式の買取による増加です。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増による減少です。

3 第一回第一種優先株式の自己株式の増加360千株は、同優先株式の普通株式への転換請求による増加です。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 株式数(千株) | 当中間会計期間 増加株式数(千株) | 当中間会計期間 減少株式数(千株) | 当中間会計期間末 株式数(千株) | 摘要 |
|----------------|-------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 366 | — | 366 | — | (注)1 |
| 第一回第一種 優先株式 | — | 18,742 | 18,742 | — | (注)2 |
| 第一回第二種 優先株式 | — | 40,000 | 40,000 | — | (注)2 |
| 合計 | 366 | 58,742 | 59,108 | — | |

(注) 1 普通株式の自己株式は、平成19年4月2日に共同株式移転により、ふくおかフィナンシャルグループ株式となったことにより366千株減少しております。

2 平成19年9月21日に、すべての優先株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、普通株式123,427千株を交付しました。同時に、自己株式として取得した優先株式58,742千株を消却したことにより、発行済株式は64,685千株増加しております。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 株式数(千株) | 当事業年度 増加株式数(千株) | 当事業年度 減少株式数(千株) | 当事業年度末 株式数(千株) | 摘要 |
|----------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|---------|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 277 | 93 | 4 | 366 | (注)1, 2 |
| 第一回第一種 優先株式 | — | 496 | 496 | — | (注)3, 4 |
| 第一回第二種 優先株式 | — | — | — | — | |
| 合計 | 277 | 589 | 500 | 366 | |

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加93千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少4千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

3 第一回第一種優先株式の自己株式の増加496千株は、同優先株式の普通株式への転換請求による増加であります。

4 第一回第一種優先株式の自己株式の減少496千株は、同優先株式の消却による減少であります。

(リース取引関係)

| 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|---|
| リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間会計期 間末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,530百万円 その他 百万円 合計 1,530百万円 減価償却累計額相当額 動産 924百万円 その他 百万円 合計 924百万円 減損損失累計額相当額 動産 9百万円 その他 百万円 合計 9百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 595百万円 その他 百万円 合計 595百万円 ・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額 1年内 302百万円 1年超 411百万円 合計 713百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計 期間末残高 9百万円 | リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間会計期 間末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,310百万円 その他 百万円 合計 1,310百万円 減価償却累計額相当額 動産 973百万円 その他 百万円 合計 973百万円 減損損失累計額相当額 動産 18百万円 その他 百万円 合計 18百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 318百万円 その他 百万円 合計 318百万円 ・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額 1年内 214百万円 1年超 151百万円 合計 366百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計 期間末残高 7百万円 | リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び期末残高相 当額 取得価額相当額 動産 1,683百万円 その他 百万円 合計 1,683百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,168百万円 その他 百万円 合計 1,168百万円 減損損失累計額相当額 動産 18百万円 その他 百万円 合計 18百万円 期末残高相当額 動産 499百万円 その他 百万円 合計 499百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 283百万円 1年超 328百万円 合計 612百万円 ・リース資産減損勘定の期末残高 10百万円 |

| 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) | 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 164百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 139百万円 支払利息相当額 23百万円 減損損失 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 129百万円 リース資産減損勘定の取崩額 2百万円 減価償却費相当額 112百万円 支払利息相当額 10百万円 減損損失 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 327百万円 リース資産減損勘定の取崩額 4百万円 減価償却費相当額 278百万円 支払利息相当額 44百万円 減損損失 7百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。 |

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当事項ありません。

前事業年度末(平成19年3月31日現在)

該当事項ありません。

(重要な後発事象)

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

熊本ファミリー銀行(取締役頭取 河口和幸)と福岡銀行(取締役頭取 谷正明)は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。

(1) 経営統合の目的

- ① 両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。
- ② 両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

(2) 統合形態

熊本ファミリー銀行と福岡銀行が、共同株式移転により持株会社を設立します。

(3) 持株会社の概要

- ① 商号 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
(英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.)
- ② 事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。
- ③ 本店所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号
(現 福岡銀行本店所在地)
- ④ 設立時期 平成19年4月2日(月)
- ⑤ 資本金 1,000億円
- ⑥ 資本準備金 250億円
- ⑦ 発行予定株式数 普通株式 726,224,635株
第一種優先株式 18,878,000株
第二種優先株式 40,000,000株
ただし、熊本ファミリー銀行が発行した優先株式並びに、福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債について、株式移転前に取得請求、新株予約権の行使等があった場合には、上記株式数は割当比率に応じて変わることがあります。
- ⑧ 単元株式数 普通株式 1,000株
優先株式 1,000株
- ⑨ 決算期 毎年3月31日

(4) 株式移転比率

- ① 福岡銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株
- ② 熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株
- ③ 熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式(民間優先株)1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株
- ④ 熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式(旧公的優先株)1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株

ただし、この株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。

(5) 劣後特約付無担保転換社債の取扱い

福岡銀行が発行している第2回劣後特約付無担保転換社債については、会社法第773条第1項第9号に基づき、持株会社が社債を承継したうえで、当該社債権者に対し、新株予約権付社債を発行いたします。

(6) 両行の概要(単体)

平成18年3月末現在

| | 株式会社 福岡銀行 | 株式会社 熊本ファミリー銀行 | 単純合計 |
|---------|------------------|-----------------|----------|
| 設立年月 | 昭和20年3月 | 昭和4年1月 | — |
| 本店所在地 | 福岡市中央区天神二丁目13番1号 | 熊本市水前寺六丁目29番20号 | — |
| 代表者 | 取締役頭取 谷正明 | 取締役頭取 河口和幸 | — |
| 資本金 | 703億円 | 342億円 | 1,045億円 |
| 総資産 | 77,119億円 | 13,184億円 | 90,303億円 |
| 純資産 | 3,987億円 | 679億円 | 4,667億円 |
| 経常収益 | 1,662億円 | 417億円 | 2,080億円 |
| 経常利益 | 542億円 | 53億円 | 595億円 |
| 当期純利益 | 302億円 | 46億円 | 349億円 |
| 決算期 | 毎年3月31日 | 毎年3月31日 | — |
| 自己資本比率 | 9.62%(国内基準) | 9.33%(国内基準) | — |
| 預金残高 | 65,619億円 | 12,058億円 | 77,678億円 |
| 貸出金残高 | 51,149億円 | 10,068億円 | 61,218億円 |
| 従業員数 | 3,031名 | 1,121名 | 4,152名 |
| 事業所数 | 167店舗(9出張所を含む) | 77店舗(3出張所を含む) | 244店舗 |
| 発行済株式総数 | | | |
| 普通株式 | 686,534,240株 | 122,896,250株 | — |
| 第一種優先株式 | — | 19,238,000株 | — |
| 第二種優先株式 | — | 40,000,000株 | — |

II 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当事項ありません。

III 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行は、平成19年4月2日付で共同株式移転により、完全親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を設立いたしました。

この結果、当行の主要株主に異動があり、当行は「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の完全子会社となりました。

(1)経営統合の目的

- ① 両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。
- ② 両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的に経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

(2)統合形態

熊本ファミリー銀行と福岡銀行の共同株式移転による持株会社。

(3)持株会社の概要

- ①商号 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
(英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.)
- ②事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。
- ③本店所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号(現 福岡銀行本店所在地)
- ④設立時期 平成19年4月2日(月)
- ⑤資本金 1,000億円
- ⑥資本準備金 250億円
- ⑦発行株式数 (設立日現在)

| | |
|---------|--------------|
| 普通株式 | 755,916,290株 |
| 第一種優先株式 | 18,742,000株 |
| 第二種優先株式 | 40,000,000株 |
- ⑧単元株式数 普通株式 1,000株
優先株式 1,000株
- ⑨決算期 毎年3月31日

(4)株式移転比率

- ①福岡銀行の株式1株に対して、持株会社の普通株式1株
- ②熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株
- ③熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式(民間優先株)1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株
- ④熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式(旧公的優先株)1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株

2 欠損の填補のための資本の減少

当行は、平成19年6月18日開催の取締役会決議に基づく、減資および準備金減少に関する議案について、平成19年6月25日開催の定時株主総会におきまして、下記のとおり承認可決されました。

(1) 資本の減少

① 目的

平成19年3月期末における繰越損失56,115,610,785円を一掃するため。

② 減少する資本金の額

資本金の額34,262,032,022円を25,531,267,820円減少して8,730,764,202円とする。

③ 資本金減少の方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。

④ 欠損の填補に充てる額

25,531,267,820円

⑤ 資本減少の日程

- | | |
|---------------|----------------|
| a 株主総会決議日 | 平成19年6月25日 |
| b 債権者異議申述最終期日 | 平成19年7月26日（予定） |
| c 効力発生日 | 平成19年7月27日（予定） |

(2) 準備金の減少

① 目的

平成19年3月期末における繰越欠損56,115,610,785円を一掃するため。

② 減少する準備金の額

準備金の総額23,484,342,965円から資本準備金の全額にあたる23,164,342,965円および利益準備金の全額にあたる320,000,000円の合計額23,484,342,965円を減少させる。

③ 欠損の填補に充てる額

減少額の全額を欠損の填補に充てる。

④ 準備金減少の日程

- | | |
|---------------|----------------|
| a 株主総会決議日 | 平成19年6月25日 |
| b 債権者異議申述最終期日 | 平成19年7月26日（予定） |
| c 効力発生日 | 平成19年7月27日（予定） |

(2) 【その他】

平成17年12月2日に東京地方裁判所から破産手続きの開始決定を受けた木村建設株式会社の破産管財人弁護士が、同社に対する当行の一連の処理に関し「行為の否認」1,355百万円、並びに「損害賠償」3,000百万円として総額4,355百万円を求める提訴を行い、平成19年3月29日に当行に対し東京地方裁判所より「行為の否認」のうち1,305百万円の支払を命ずる判決が出されましたが、当行は同判決内容を不服として東京高等裁判所に控訴しております。

また、木村建設株式会社の破産管財人弁護士も「損害賠償」等3,049百万円を却下した同判決内容を不服として東京高等裁判所に控訴しております。

当行としては、あくまでも一連の耐震構造偽装問題に絡む社会的な問題であり、また当行の対応については何等問題ないものと考えております。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|-------------------------|
| (1) 臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号 (親会社の異動、主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年4月2日 九州財務局長に提出 |
| (2) 臨時報告書の訂正報告書 平成18年12月22日に提出した臨時報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成19年4月9日 関東財務局長に提出 |
| (3) 有価証券報告書及びその添付書類 事業年度(第15期)(自平成18年4月1日至平成19年3月31日) | 平成19年6月26日 九州財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号 (代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年9月18日 九州財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社熊本ファミリー銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工 藤 雅 春 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に株式会社福岡銀行と締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催した取締役会において、共同株式移転契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社熊本ファミリー銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村教 證 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工藤雅春 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村田賢治 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社熊本ファミリー銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工 藤 雅 春 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に株式会社福岡銀行と締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催した取締役会において、共同株式移転契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社熊本ファミリー銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村 教 證 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 雅 春 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村田 賢 治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。



古紙配合率70%再生紙を使用しています

宝印刷株式会社印刷